

令和4年11月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ワ)第2430号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年8月3日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、原告■■■■■に対し、1961万8807円及びこれに対する平成26年1月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告■■■■■に対し、110万円及びこれに対する平成26年1月9日
10 から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを4分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

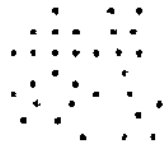
事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告■■■■■に対し、5956万2399円及びこれに対する平成26年1月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告■■■■■に対し、2200万円及びこれに対する平成26年1月9日
20 日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

第2 事案の概要

- 1 平成26年1月9日、被告が設置管理する三木市立緑が丘中学校(以下「本件中学校」という。)の1年生であった■■■■■(以下■■■■■という。)が、
2 限目(午前9時50分から午前10時40分まで)の体育の授業で行われた持久走(以下「本件持久走」という。)終了後に、本件中学校の校舎4階の
25 教室の窓から中庭に転落し、死亡する事故が発生した(以下「本件事故」と

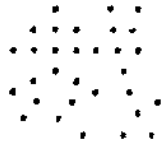


いう。)

本件は、■■■■の相続人（母）である原告■■■■並びに■■■■の祖父母である原告■■■■■■■■（以下「■■■■」という。後記のとおり、本件係属後死亡し、原告■■■■■■■■が訴訟承継をした。）及び原告■■■■が、①本件事故の原因は、■■■■が本件持久走により熱中症を発症して意識障害又はせん妄状態を生じて異常行動をとったことにあるところ、本件中学校の体育教諭には、持久走計画策定段階において、①生徒に対する事前の教育指導や休憩・水分補給場所確保等の熱中症予防のための準備義務違反、②本件持久走実施時の監督態勢構築義務違反の各過失があり、また、②本件持久走後、■■■■には発熱による意識障害又はせん妄状態が生じ、これによる異常行動もあったことから、その生命又は身体に危険が生じることが予見できたところ、体育教諭らには■■■■を保健室に連れて行き保護する義務を怠った過失があり、これらの各過失により本件事故が発生したと主張して、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項又は在学関係上の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求として、原告■■■■については、合計5956万2399円（内訳・逸失利益4397万5402円、死亡慰謝料5000万円及び葬儀費用234万9397円の小計額から、スポーツ振興センターから支給された死亡見舞金2800万円を控除した額の原告■■■■の相続分[2分の1]並びに原告■■■■の固有の慰謝料2000万円及び弁護士費用540万円）及びこれに対する平成26年1月9日（本件事故発生日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、原告■■■■については、合計2200万円（内訳・原告■■■■及び■■■■の固有慰謝料各1000万円並びに弁護士費用各100万円）及びこれに対する前同日から支払済みまで同割合による遅延損害金の支払を、それぞれ求める事案である。

2 前提事実

次の事実を、当事者間に争いがないか、後掲の言証（枝番のあるものは、特に



示さない限り全ての枝番を含む。以下同じ。)及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる。

(1) 当事者等

5 ア ■■■は、■■■■■生まれの本件事故当時12歳の男子であり、
本件中学校の1年3組に在籍していた。

原告■■■は■■■の母親(法定相続分2分の1)であり、原告■■■は■■■
の祖母で、■■■の祖父である■■■の妻である(甲1~4)。なお、■■■は、■■■
■■■■■に死亡し、同年12月3日、原告■■■が■■■の本件訴訟
に係る権利義務を承継した。

10 イ 被告は、兵庫県三木市緑が丘町東4丁目17番地に所在する本件中学校を
設置管理する地方公共団体である。

(2) 本件中学校の施設等(甲14、37、38)

ア 本件中学校の施設の配置

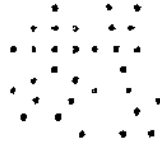
15 本件中学校の施設の配置は、別紙「本件中学校平面図」(以下「別紙平面図」
という。)のとおりである。本件中学校の外周南側には正門と南西門があり、
東側には東門がある。同図面の中央「○」印付近に生徒昇降口(以下「昇降
口」という。)があり、校舎にかぎ型に囲まれた部分には中庭がある。

なお、校舎等がある東側敷地とグラウンドがある西側敷地には高低差があ
り、グラウンド側敷地の方が低い、階段で行き来できるようになっている。

20 イ 校舎の構造等

(ア) 本件中学校の校舎は4階建であり、主に各学級の教室等がある普通教室
棟と、理科室や音楽室等がある棟(以下「別棟」という。)があり、両棟は
各階渡り廊下で接続されている。

25 (イ) 教室等の配置は、別紙「校舎配置図」のとおりであり、校舎1階の西側
には昇降口があり、普通教室棟1階には保健室がある。普通教室棟4階に
は、■■■が在籍していた1年3組の教室(以下「本件教室」という。)があ



り、別棟4階には音楽室がある。

ウ 本件教室の窓の構造等（甲14）

ア) 普通教室棟4階には、同棟の北側に廊下が、南側に1年生全4学級の教室等があり、各教室の中庭に面している壁には左右開閉式の窓が4か所設
けられている。各窓は、教室の床から76cmの高さに設置され、その開口
部は、縦約76cm、横約68cmであり、窓枠下部から高さ26cm（床から
102cm）と同46cm（同122cm）の2か所に転落防止用の手すりが設
置されている。また、各窓が設置されている外壁には庇が設けられている。

イ) ■■■が転落した窓も上記と同様の構造であり、本件事故当時、同窓の直
下に足掛かりになるような物はなかった。

(3) 本件持久走の概要

ア 本件持久走の内容

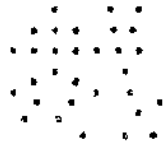
本件持久走は、平成26年1月9日の2限目（午前9時50分から午前1
0時40分まで）の体育の授業で行われ、その内容は、1周が約780mの
本件中学校の外周を反時計回りに4周（約3km）走るというものであった（甲
6、14）。なお、本件中学校の外周を反時計回りに走る場合、別紙平面図の
本件中学校の西側と南側の進路は若干の上り勾配、東側と北側の進路は若干
の下り勾配となる（甲5）。

また、同授業を担当していたのは、当時、本件中学校の体育教諭であった
■■■（以下■■■という。）と体育臨時講師であった■■■（以
下■■■という。）の2名であった。

イ 実施状況（甲6、14）

ア) 午前10時過ぎ頃、男子は南西門付近から、女子は東門付近から同時に
スタートした。

イ) ■■■は、男子の最後尾を走り、最も早い生徒とは周回避れで、すぐ前の
生徒からも半周程度は遅れていたが、午前10時30分を過ぎて外周の南



西角付近でゴールし、午前10時37分頃、■■■■から先に戻って授業を終わらせてくるから、正門から帰ってきたらいい等と声をかけられる等した（この時点での■■■■の言動等には争いがある。）。

5 (ウ) 午前10時40分頃、■■■■は、昇降口付近に戻り、■■■■以外の生徒らと授業終了の挨拶をした。その後、■■■■は、■■■■とともに、3限目の2年生の体育の授業のため昇降口付近で待機していた。

(4) 本件事故の発生（甲6、12、14）

10 ア 午前10時45分頃、■■■■は、■■■■が昇降口に向かって歩いているのを見て、同人に対し、「大丈夫か」と声をかけ、体調が悪ければ保健室に行くように指示した。この際、■■■■の着用していた体操服には汚れがついていた（同時点における■■■■の状態等には争いがある。）。

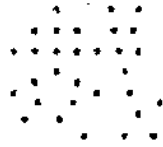
イ ■■■■は、その後、普通教室棟4階の本件教室まで移動し、午前10時52分から午前10時55分頃までに同教室の窓から中庭に転落し、うつぶせの状態 で倒れた。

15 (5) 本件事故発生後の経緯等

ア 救護活動の状況等

20 ア 上記時刻頃、下の階で授業を受けていた生徒が転落に気付き、授業を担当していた教学教諭に知らせた。司教諭は■■■■を発見し、携帯電話で救急車を要請しようとしたが、気が動転していて繋がらなかったため、職員室に向かい、行き会わせた校務員が、午前10時59分頃、119番に通報した。

25 (イ) 救急車到着までの間、1年3組の担任であった■■■■教諭（以下「■■■■」という。）や養護教諭であった■■■■（以下「■■■■」という。）などが、■■■■に対し、AEDによる蘇生措置などを実施した。その後、■■■■は、救急車で兵庫県立三木総合防災公園に搬送され、更にドクターヘリで兵庫県立加古川医療センター（以下「加古川医療センター」という。）に搬送さ



れたが、午後零時頃、死亡が確認された。

なお、加古川医療センターでは、午前11時56分頃、■■■■の血液を採取して、検査が実施され（甲24〔27、28頁〕、以下「本件血液検査」という。）、午後零時4分から午後零時12分にかけて、CT検査が実施された（同〔13、14頁〕、以下「本件CT検査」という。）。
5

イ ■■■■の死因等

死体検案書によれば、■■■■の死亡推定時刻は、同年1月9日午前11時であり、死因は、前胸部打撲により左右肺臓を挫傷して、気道内出血を起こしたことによる窒息死である。（甲22）

また、同日午後4時頃に計測した■■■■の直腸温度は39度であった（甲23）。
10

ウ 髄液検査の実施

同月10日、■■■■の髄液が採取され、PCR検査が実施された（以下「本件髄液検査」という。）ところ、インフルエンザウイルスB型が陽性であった。（甲25②）
15

(6) 事故調査委員会（以下「本件委員会」という。）による調査報告書の作成（甲14）

ア 三木市教育委員会は、本件事故の発生を受け、同月17日、「三木市立中学校における事故調査委員会設置要綱」（乙23）を定め、これに基づき、本件事故の原因を究明するため、第三者委員会として、本件委員会を設置し、弁護士、医師及び教育関係者の3名に委員を委嘱した。
20

イ 本件委員会の委員長は、同年2月14日以降、本件事故の原因を究明し再発防止策を検討するため、本件中学校の生徒及びその保護者を対象に、本件事故発生日の■■■■の様子について知っていること等を質問事項としたアンケート（以下「本件アンケート」という。）を実施した（なお、生徒の回答のうち、■■■■の言動・体調に関わる記述があるものについて、被告側で回答内
25



容をワープロソフトで打ち直したものが、甲33号証である。)

ウ 本件委員会は、一般財団法人Ai情報センターに本件CT検査で撮影された画像(甲27)の読影を依頼した。同センターは、同年3月3日付け画像診断報告書(以下「AiCTレポート」という。甲26)を作成した。

5 エ 本件委員会は、本件事故に関する事実関係や事故原因等を取りまとめ、平成26年6月20日付けの調査報告書(以下「本件報告書」という。甲14)を作成した。

本件報告書は、本件事故の原因の結論として、第三者が[]を故意に転落させたことや自殺は考えられず、医学的な検査結果を踏まえれば、インフルエンザ等の何らかのウイルス性疾患の脳症状である異常言動によって発生
10 したと考えられるが、本件中学校の安全管理及び保健管理に問題があったとはいえないと判断している(同[23、24頁])。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 争点1(本件持久走計画策定段階における過失の有無)について

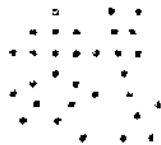
15 (原告らの主張)

ア 本件事故の原因が熱中症による異常行動であること

次の(ア)ないし(エ)の事情からすれば、[]は、本件持久走中から熱中症を
20 発症し、遅くとも昇降口に到達した時点では、急激に体温が上昇して重症化し、その結果、自分が今どこにいるのか分からない状態になって、窓から転落した可能性が高いといえる。

(ア) []の死亡後約5時間の時点での直腸温度が39℃であったことから
すれば、本件事故発生時では41.1℃と相当な高熱であったと考えられる。このことは、[]が本件持久走でうつ熱し、体温調節機能の変調のため熱放散できず、熱中症の症状を来していたことを示唆する。

25 (イ) []は、本件事故当時、体重104kgの肥満体型で、冬期休暇を終えてから初めての持久走であり、運動にも慣れていなかった。肥満体型の場合、



循環器・呼吸器系及び運動器に過大な負荷がかかり、通常は軽い運動でも高強度なものになる。

5 (ウ) 本件血液検査では、クレアチニンが正常範囲を超え、AST・ALTも正常値の約10倍の数値を示しており、肝機能障害を発症していたと考えられる。また、CK(クレアチンキナーゼ)、ミオグロビンがいずれも異常高値であり、熱中症でしばしばみられる横紋筋融解症を発症していたと考えられる。トロポニンIも高値で、血液凝固異常もあり、これらはいずれも重度熱中症にみられる所見である。

10 (エ) ■■■は、本件持久走開始前まで特に変わった様子はなかったが、本件持久走をしんどそうな状態で走り、ゴールした後は、後記(2)(原告らの主張)アのとおり、異常行動を経て、本件事故発生に至っている。熱中症が重症化(Ⅲ度熱中症)すると、せん妄状態と考えられる不穏言動や錯乱などの症状が出るといわれており、上記経過と整合する。熱中症は軽症型から重症型まで連続した病態であり、放置あるいは誤った治療により重症化し、
15 数分でⅢ度熱中症へ移行するとされており、■■■も著明な疲労感(Ⅱ度熱中症の症状)から、意識障害・せん妄、異常行動(Ⅲ度熱中症の症状)へと急激に変化したといえる。

20 (オ) 被告の主張について

被告は、本件事故の原因をインフルエンザ等の何らかのウイルス性疾患の脳症状である異常言動とする。

この点、本件髄液検査では、インフルエンザウイルスB型が陽性となっているが、インフルエンザウイルスが発症後5日目程度で髄液から検出されるとされており、発症翌日に髄液からウイルスが検出されるとは考えにくいこと、コンタミネーションの可能性があり得ること、本件当時、兵庫県下ではインフルエンザB型の患者がほとんど発生しておらず、本件中学校でも流行していなかったことからすれば、同検査結果は誤りである可能
25



性が高い。また、本件事故発生直前の震えの症状について、熱中症でも大量の発汗で血液の塩分濃度が低下して、四肢や腹筋が痙攣することがあるから、熱中症の症状と何ら矛盾しない。他方で、■■■■には咽頭痛や咳、鼻汁などのインフルエンザの典型的な初発症状である呼吸器症状が出現していない。さらに、本件血液検査に関しても、白血球中リンパ球の増加は運動による変化でもあり得るもので、CRP軽度上昇も死後変化の可能性を否定できないことから、根拠としては不十分である。そして、本件報告書のA i C Tレポートの評価は、本件CT検査のうち、胸部CTや腹部CTで指摘されている「縦隔挫傷による血種」や「腸間膜挫傷による血種」の可能性に触れておらず不適切である。

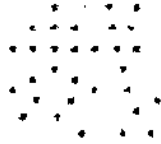
イ 本件持久走計画策定段階における注意義務の違反

本件中学校の体育教諭である■■■■らには、次のとおり、本件持久走の計画策定段階において、①熱中症対策を講じる義務、②体調不良者を直ちに保護できる監視態勢を構築する義務を怠った各過失がある。

ア) 熱中症対策を講じる義務の違反

本件持久走は、冬休み明け直後の生徒らが運動に慣れていない時期に、勾配のある外周を約3km走るという身体に負担の重い内容であり、気温の低い冬場であっても、運動時には熱中症に罹患する可能性があることは指摘されていたから、本件持久走を実施することで、熱中症の危険性を高め、これにより体調不良となる生徒が出るのが当然予見できた。加えて、■■■■のような肥満児は持久走のような熱負荷の大きい運動により熱が体内に籠りやすく、熱中症に罹患して体調を崩す危険性が高かったといえる。

これらのことから、■■■■らには、本件持久走の実施計画の策定に当たり、生徒らに対し、無理をすると熱中症などにより体調を崩す危険があることを注意喚起し、体調に異変を感じた場合には休憩して、水分等を補給するように指導するとともに、生徒が休憩や水分等の補給ができる場所の確保



をすべき注意義務があった。しかるに、■■■らは、上記指導及び休憩や水分補給をする場所の確保をしていなかった。

(イ) 監視態勢構築義務の違反

5 本件持久走は外周を4周する内容であるから、■■■らには、生徒らが体調不良となった場合などに早急に対処して保護できるように、応援の教諭らを動員するなどして、適切な監視要員を配置し、常時、走っている生徒全体を監視できる態勢を構築すべき注意義務があった。

10 しかるに、本件持久走時に採られた監視態勢は、外周の南西角に■■■、北東角に■■■が立っておくというものであり、生徒全体を同時に監視することができず、また、同人らが立っている場所からは生徒らの表情や走り方などの細部までは観察できないというものであった。そして、このような不十分な監視態勢で本件持久走を実施したことにより、■■■らは、本件持久走中に他の生徒から大きく後れ、しんどそうに走っている■■■の状態に気づかず、同人を保護して休憩や水分補給をさせることができなかった。

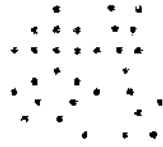
15 (被告の主張)

ア 本件事故の原因

後記(ア)ないし(オ)の各事情によれば、■■■の異常行動の原因は、インフルエンザ等のウイルス性の疾病であるというべきである。

20 (ア) 本件事故は、■■■が窓を開けて転落防止用の手すりを乗り越え、窓外に出て転落したものであるところ、インフルエンザの場合には、一般的に飛び降りのような激しい異常行動が発生する可能性があると考えられている。他方で、熱中症においては、異常行動やせん妄の発生は典型的な症状とはされておらず、異常行動が全く発生しないと断定はできないが、一般的に、インフルエンザの場合ほど飛び降りのような激しい異常行動が発生
25 する可能性があるとは考えられていない。

(イ) 原告ら主張のとおり、本件事故時の■■■の体温は41.1℃であったと



考えられる。人の通常の深部体温は約37℃であるところ、30分間の運動をすれば約39℃まで上昇するが、運動を止めるとその直後から体温が時間に比例して低下し、30分後にはほぼ運動前の体温に戻るとされている。■が本件持久走を終了したのは午前10時37分頃、本件事故発生は午前10時52分頃であるから、その時点では■の体温は下降途中で、通常であれば、38℃前後まで下がると考えられるから、上記体温は極めて高いことになる。本件持久走は、気温10℃以下の屋外で、最大45分間程度しか続けられていないものであり、このような運動によって体温が41.1℃まで上昇するとは考えられず、ウイルス等に起因する上昇（発熱）でなければ説明がつかない。

(ウ) 本件事故発生直前には■には震えの症状があったところ、この震えは、体温の急激な上昇に伴う悪寒戦慄であったと考えられる。悪寒戦慄は、外因性発熱物質の侵入によって、体内での内因性発熱物質が放出されると、視床下部体温調節中枢に作用して強い体温上昇反応が起こることにより発生するものであり、熱中症の場合には生じないから、■の震えはウイルス等が原因で生じたと考えられる。なお、■には鼻水や咳の症状がみられていないが、インフルエンザ等のウイルス性の疾病においては、そのような症状が先行しなくても急激に倦怠感等を生じ、発熱するという事はあり得る。

(エ) 本件血液検査では、通常時よりも白血球中の好中球の割合が減少し、リンパ球が増加しており、また、CRPの値の軽度上昇がみられるところ、これらはいずれもウイルス感染を示唆する結果である。さらに、本件髄液検査では、インフルエンザウイルスB型が陽性となっている。

(オ) 頭部CTでは、「白質／灰白質境界、脳溝それぞれの不明瞭化がある」とされ、「1時間という死後経過時間に比べて、前記所見は目立つ（通常は、細胞性浮腫を反映してわずかな不明瞭化程度しか認めない）」(甲26



[3頁])として、死亡前には脳の浮腫が発生していたことが示唆されていることから、本件事故以前に脳に何らかの炎症による病変があったことが考えられる。また、頸部CTでは、「咽頭扁桃は腫大しており」(同)と指摘され、この点からも感染症の可能性が疑われるし、腹部CTでも、「腸間膜脂肪混濁がある」、「内部に結節状構造が目立つので、腸間膜リンパ節炎があった可能性がある」(同)と指摘され、ウイルス性の腸炎に合併する脳症の可能性にも言及されている(同[4頁])。

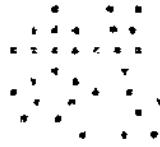
イ 持久走計画策定段階の過失はないこと

(ア) 熱中症対策を講じる義務について

本件持久走の行われた時期は、1月という一年間で最も気温の低い時期である。熱中症は主に高気温や発汗等を原因として発生するものであるから、気温の低い時期は警戒の必要性も低くなる。本件持久走では、熱中症が発生する可能性が全くないとはいえないものの、その可能性は極めて低いといえるから、夏場の運動を行う場合のような嚴重な熱中症対策を行う必要性はない。そして、本件持久走実施前、■■■■らは、体調確認や準備運動を実施し、呼吸法や長い距離を走るコツ・他人と競うのではなく自分なりに頑張ったらよい旨を指導し、途中で辛くなった場合には近くの教師に申し出るように伝えていた。

また、本件中学校では、夏の暑い時期に生徒らに運動をさせる場合には、熱中症の危険性を生徒らに伝え、水分補給の方法等を説明するなど、熱中症予防の知識を与えていたし、9月の体育祭の練習の際には、適宜休憩・水分補給を行わせていた。そして、本件持久走は、■■■■の入学から約9か月後に行われたもので、同人は上記指導や実践により相当程度の知識を得ていた。

よって、原告らが指摘するような熱中症予防の指導や休憩・水分補給を行う場所の確保を行っていないことは、■■■■らの過失とはならない。



(イ) 監視態勢の構築義務について

本件中学校の外周は、別紙平面図のと通りの長方形であり、各辺は見通しの良い一直線の道路であって、外周の角付近に立てば、その左右に隣接する2つ道路上の様子を常に見ることができる。

5 本件でも、■■■■及び■■■■は、外周の対角線上の2つの角付近に立って、各自の左右の状況に注意を払っており、本件持久走中の生徒ら全体を常に監視する状態にあったから、本件持久走の監視態勢に何ら問題はない。

ウ 原告ら主張の各過失と本件事故発生との間に因果関係がないこと

原告ら主張の上記各注意義務違反と本件事故発生との因果関係が認められるためには、上記各注意義務を尽くしていれば、ほとんど確実に、■■■■が熱中症を発症せず、本件事故の発生も防止できたといえなければならない。

しかしながら、仮に、■■■■が意識障害を起こしたことにより本件事故が発生したのだとしても、その原因は、上記アのとおり、インフルエンザ等の何らかのウイルス性疾患によるものである可能性が高く、熱中症を発症した可能性は考えられないのであるから、上記各注意義務違反と本件事故発生との間に因果関係は認められない。

(2) 争点2 (本件持久走実施後に■■■■を保護する義務の有無等) について

(原告らの主張)

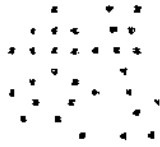
ア ■■■■に意識障害による言動がみられたこと

20 (ア) 本件持久走中の■■■■の様子

■■■■は、上記(1) (原告らの主張) アのとおり、かなりの肥満体型であり、走ることは苦手だったところ、午前10時過ぎ頃にスタートした後、後ろから2番目の生徒から半周程度遅れて、最後尾を走っており、他の生徒らから見ても、しんどそうな様子で走り続けていた。

25 (イ) ゴール直後の■■■■の様子

■■■■は、午前10時30分過ぎに外周の南西角付近でゴールした後、午



前10時37分頃、南西門付近のぬかるんだ地面に座り込むか寝そべった
(甲6、13)。■■■■は、この状態の■■■■に対し、「大丈夫か」と声をかけ、
また、正門を通過して戻ってくるように述べたが、■■■■は十分な受け答えが
できなかった。このとき、■■■■の服装は、半袖・半ズボンで、長袖上着・
長ズボンは南西門の門扉にかけたままだった。

5 (ウ) ■■■■が遠回りをしていたこと

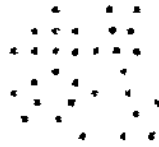
■■■■が昇降口に至るまでにとったルートとしては、本件アンケートの目
撃供述を総合すると、①正門を通り過ぎてそのまま東に進んで南東角を回
り、東門から校庭内に入って中庭を通り、金工室と体育館の間付近を徘徊
10 した後、校舎と体育館の間の部分を西に進んで昇降口前に至ったか、ある
いは、②正門から校庭内に入って、体育館の南側の通路部分を通って体育
館と金工室の間付近に至り、体育館、金工室及び中庭を徘徊した後、校舎
と体育館の間の部分を西進して昇降口に至ったものと考えられる。また、
■■■■の記憶が正しいとすれば、③南西門からグラウンド内に入り、同所を
歩いて、校舎敷地へとつながる階段を昇った後、東に進んで中庭、金工室、
15 体育館の付近を徘徊し、その後、昇降口まで戻ってきたことになる。

いずれにしても、■■■■に指示された通り、正門から真っ直ぐ昇降口に戻
ることはせず、東側へ大きく迂回するルートを通って昇降口前に戻ってき
たことになり、異常行動と評価できる。

20 (エ) ■■■■の衣服が泥だらけになっていたこと

■■■■は、長袖上着を手に持って、引きずりながら歩き、午前10時45
分頃、昇降口に至った。その時点で、同人の半袖・半ズボンは、その前面
も背面も全体的に泥で汚れており、長袖上着・長ズボンにも泥が付着した
状態であった。

25 このような衣服の汚れの状態から、■■■■が半袖・半ズボンの状態で、雨
でぬかるんだ地面に直接横たわった後、長ズボンを着用し、再び寝ころび、



その後、衣服全体に泥が付着することを厭わず、仰向けの状態から右側に半回転してうつぶせの状態になったといえる。このような行動自体、■■■■が正常な意識状態ではなかったことを強く推認させる。

(㉒) 昇降口付近での■■■■の言動

■■■■は、昇降口に向かう途中、他の生徒から「ドロドロやんか」等と指摘された際に、「気づいたらこうなった」と答えており、意識障害を伴う状態であった。また、昇降口では、ぶつぶつ独り言を言ったり、笑みを浮かべたりするなど、不可解な言動をしている。そして、■■■■は、昇降口に入った■■■■を追いかけて、同人に対し、「大丈夫か。しんどかったら保健室に行ってから教室に戻りなさい。」と声をかけ、その後、■■■■に対し、■■■■が保健室に来るかもしれない旨を連絡しており、■■■■の体調の異常を認識している。

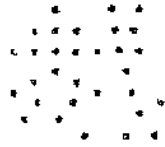
(㉓) 教室に戻るまでの■■■■の言動

■■■■は、昇降口で下駄箱の前を通りながら、上履きを履かずに校舎に入り、本件教室まで戻るといふ異常な行動をしている。

イ 注意義務の発生及びその内容

(㉔) 予見可能性の対象・程度

学校教諭は、学校教育の実施により生徒の生命身体に危険が及ばないよう配慮し、生徒に何らかの異常を発見した場合には、その容態を確認し、応急措置等を行う高度の注意義務を負っている。また、本件で求められる結果回避行為は、遅くとも昇降口における■■■■の状態を認識した時点で、■■■■を1人にせず、保健室に連れて行って養護教諭の監護下に置くという極めて容易な行為であり、上記行為を行っていれば確実に本件事故の発生を防止できたところ、■■■■が上記行為を行うことへの障害は何もなかった。これに対し、■■■■は12歳の中学1年生であり、上記アのとおり高熱による意識障害も生じていたことからすれば、■■■■が■■■■の体調が悪ければ保



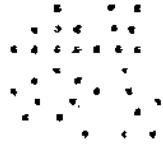
保健室に行くようにとの指示を十分に理解できたとはいえ、自ら保健室に行くことは期待できなかった。

このように、教諭には生徒の生命身体を保護すべき高度の注意義務があり、結果回避行為が極めて容易であることからすれば、生徒の身体に何らかの異常が感知される以上、直ちにとれる保護措置は講じておくべきものといえる。そうすると、●●●に●●●を保健室に連れて行くという注意義務の発生を認めるためには、●●●を保護しなければ、急激に状態が悪化し、あるいは意識が朦朧として転倒する等の事故が生じるおそれがあり、これによりその生命身体に危険が及ぶ可能性があるという程度の抽象的な予見が必要であり、かつ、その程度の予見で十分足りるというべきである。

イ) ●●●が上記アの●●●の状態から認識すべき内容

●●●は、少なくとも、本件持久走中の●●●の様子(上記ア(ア))、ゴール直後の●●●の様子(同イ))、●●●の衣服が泥だらけになっていたこと(同ロ))を認識していた上、本件持久走中及びゴール直後、●●●が非常にしんどそうな様子を認識していたのであるから、その後の●●●の行動にも注意を払うべきであり、そうしていれば、●●●が南西門から昇降口に至るまでに遠回りをするという不可解なルートを歩いていたこと(同ウ))、●●●が昇降口付近で異常な言動をしていたこと(同オ))、●●●が上履きを履かずに校舎に入ったこと(同カ))を容易に認識できた。

これらの事実認識を前提とすれば、●●●において、●●●が本件持久走後の極度の疲労による意識障害を生じており、正常な判断ができない状態であることを認識できたといえる。そして、上記(1)(原告らの主張)アのとおり、●●●が上記意識障害を生じたのは本件持久走による熱中症の発症が原因であるところ、体育教諭の当然有する熱中症に関する知見を前提にすれば、●●●を放置すれば、症状が悪化して、その生命身体に危険が生じる可能性があることを予見できたといえる。仮に、●●●が、インフルエンザ



その他の感染症を発症したものであったとしても、昇降口に至った時点で、
6 ■■■が意識障害を伴う異常な状態に陥っていたことが客観的に明らかで
あったから、■■■を放置すれば、症状が悪化して、その生命身体に危険が
生じる可能性があることを予見できたことに変わりはない。■■■が■■■の
体調悪化のおそれを感じていたことは、■■■が、■■■に体調が悪ければ保
健室に行くように指示した後、自ら保健室に行き、■■■に対して、■■■
が保健室に来る可能性がある旨を伝えていたことから明らかである。

そうすると、■■■において、■■■を保護しなければ、状態が悪化して危
10 険な状態に陥り、あるいは意識が朦朧として階段から転倒する事故等が発
生する危険性を予見することが十分可能であった。

(ウ) 保護義務の内容・義務違反

■■■には、■■■の生命身体への危険を回避するため、■■■を保健室まで
連れて行って、■■■に引き渡すなどの保護措置をとる義務があったところ、
■■■は、■■■に対し、体調が悪ければ保健室に行くように指示したのみで
15 あって、上記義務に違反した過失がある。

(被告の主張)

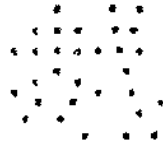
ア ■■■の様子及び行動

(ア) 本件持久走中の■■■の様子について

持久走という比較的負荷の高い運動中やその直後には、誰でも疲労した
り呼吸が荒くなったりするものである。そのため、本件アンケートで一部
20 の生徒らが、■■■がしんどそうに走っていた旨の回答をしていることをも
って、■■■に意識障害があったとはいえない。

(イ) ゴール直後の■■■の様子

■■■は、■■■がゴールした後、一緒に南西門の内側まで歩き、同所で、
26 ■■■に対し、先に授業を終わらせてくるから、休んでから来たらいい、正
門を開けておくから、そこから戻ってくればよいなどと伝えたところ、■■■



■は、「ありがとうございます。」と答えた。この際、■は立ったまま会話をしていたが、その後、■が戻ろうとした際、■は、南西門の内側のコンクリート部分とグラウンドの境目付近に座ったものであり、意識障害を生じている様子はなかった。

■の衣服の汚れについては、座ったり、汚れの付着した手で触ったりするなどした際に付着した可能性もあり、必ずしも寝転んだことを示すものではない。また、■が■から休んでよい旨の許可を貰い、本件持久走で疲労していたことからすれば、意識障害がなくても、身体を休めるために寝転んだということはある。

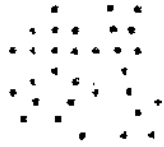
(ウ) ■が昇降口に至ったルートについて

■が金工室の横を歩いているのを見た旨の技術教諭の供述、■が職員駐車場を歩いているのを見た旨の校務員の供述が正しいとすると、■は、正門から校庭内に入った後、回り道をして昇降口に戻ったことになる。

しかし、一種のクールダウンとして通常より長い距離を歩いた可能性があり得る。この点を指しても、■は、さほどの時間を要することなく昇降口までたどり着いており、相当の事理弁識能力を有していたことを示している。

(エ) ■の衣服の汚れについて

■が昇降口に至った時点では、その衣服には泥ではなく砂がついていた程度であり、汚れの範囲も■から見て違和感を覚えるものではなかった。そのため、仮に、■が池面に寝転んだことがあったとしても、比較的地面が乾いた場所を選んでいただけであり、汚れが付くことを願わず寝転んだというわけではないから、意識障害を生じていたとはいえない。また、■の衣服の写真(甲32)は本件事故の翌日に撮影されたもので、その間、衣服が袋に入れられた状態で保管されていたことからすると、時間経過により汗等の水分と砂が混ざったり、汚れが浸透したり、汚



れの付着部分が付着していない部分と接触したりして、泥のような汚れになるとともに、広い範囲に汚れが付着した可能性がある。

(イ) ■■■の昇降口での言動について

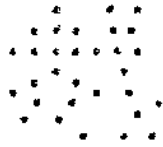
■■■は、昇降口に向かって歩いていた■■■に対し、同所を出て少し南方
5 において、「大丈夫か」と尋ねたところ、■■■は「大丈夫です。」と答えた。
そして、■■■は、しんどくなったら保健室に行くように指示したのに対し、
■■■は「ありがとうございます。」と答えており、意識障害はみられなかつ
た。本件アンケートには、■■■が独り言を言ったり、笑みを浮かべていた
りしていた旨の回答があるが、他方で、「ぼーっとしていた」、「笑ってはい
10 なくてすまし顔だった」、「変わった点はありませんでした」といった回答
もあり、どれが正しいかを定めることは困難である。仮に、原告ら指摘の
事情があり、かつ、■■■が■■■と会話をしたのが昇降口内であったとして
も、ぶつぶつと独り言を言っていたことは一般的に特異性が高いとは言
15 得るが、意識障害の表れとは言い難いし、笑みを浮かべることも意識障害
をうかがわせるものではない。その上、このような言動が■■■と会話をし
た時点で現れていたかは不明である。さらに、■■■が衣服の汚れを指摘さ
れたのに対し、「気づいたらこうなった」と答えていたとしても、しばらく
の間、衣服の汚れに気付かないこともあり得るし、上級生からの指摘が面
20 倒であったためにごまかした可能性もあるから、必ずしも意識障害の発生
を示すものではない。

(ロ) 本件教室に戻るまでの■■■の言動について

■■■が上履きを履かずに校舎に入ったことは認めるが、意識障害の表れ
であることは争う。

(ハ) 下駄箱を離れ本件教室に向かう間に発熱及び意識障害が発生したこと

■■■には、本件教室に入ってから、「気が付いたから大丈夫」と言っ
25 たり、震えの症状があったりした旨の回答があるのに対し、それ以前では震



えの症状がみられていない。この震えは悪寒戦慄であると考えられ、発熱時に発生するものであることからすれば、■が高熱を発し、意識障害を生じ始めたのは、下駄箱を離れ、本件教室に向かって階段を昇っている頃であると考えべきである。

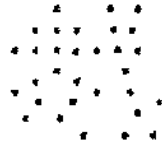
5 イ ■に原告主張の■を保護する義務が発生していないこと

(ア) 予見可能性の対象・程度

■は、■に対し、昇降口付近で、しんどくなったら保健室に行くよう指示し、その後、■に対し■が保健室に来るかもしれない旨を伝えているから、■において、■が体調不良の状態にある可能性があることを認識していたといえる。しかし、体調不良の生徒全員について、保健室に付き添っていかなければならないというわけではなく、保健室に行くかどうかの判断を本人に任せることは当然あり得る。したがって、仮に、■と昇降口付近で会話をした時点で■に意識障害が生じていたとしても、■において、単に体調不良であるというだけでなく、■に付き添って保健室に連れて行かなければ重大な結果が生じるということまで認識することができなければ、■に■を保健室に連れて行くべき義務があったということとはできない。

10 (イ) ■の認識等

本件持久走後に■が南西門付近で意識を消失したことはなく、地面に寝転がっていたとしても、意識障害をうかがわせる事情とはいえず（上記ア(イ)）、昇降口に至るまでに回り道をしていたことが、意識障害を示す事情ともいえない（同(ウ)）上、■は当該事実を認識していないし、認識することもできなかったこと、■が■と会話をしたのは昇降口の外で、■がぶつぶつと独り言を言ったり、笑っていたりしていたのは昇降口内であって、上記会話の時点で、■に上記言動があったとはいえず、仮に、■が昇降口内で会話をしたとしても、■の言動が異常とはいえないこ



と(同才)、■の衣服の汚れも、■からみて■が横になったと感じる程度であるし、汚れ方も異常であったとはいえないこと(同才)、■は、■が上履きを履かなかつたことを認識していないこと(同才)、■に高熱・意識障害が生じたのは、下駄箱を離れてから本件教室に至るまでの間と考えられ、■と会話をした時点で意識障害があったとはいえないこと(同才)からすれば、■において、昇降口付近で■と会話をした時点で、■が体調不良の状態にあると認識できたとしても、付き添わなければ重大な結果が生じることまで認識することはできなかったというべきである。

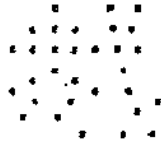
10 (ウ) ■が保健室に行くよう指示したことについて

上記(ア)のとおり、■は、■が体調不良であると認識していたといえるが、本件持久走のような負荷の高い運動後に体調不良となることは珍しくないし、軽度の体調不良でも保健室に行くことを勧めることもあり得る。むしろ、■は、■が体調不良であることを見逃さず、これを考慮に入れた上で、自分で保健室に行くことは可能であると判断したと考えられるのであるから、■からみて、■の様子が異常なものではなかったといえる。また、■は、■と話した後、■に電話をかけ、これが繋がらないために保健室の外まで行って■に連絡するという、■を保健室に連れて行くよりも手間のかかる行動をしており、■を保健室に連れて行く手間を借しただけでもない。そして、■が、■に上記のような事前連絡を入れることは過去にもあったことであり、■の行動は、■の様子が異常だったことを示すものではない。

15
20
25 ウ まとめ

これらのことから、■において、昇降口付近で■と会話をした時点で、■を保健室に連れて行く義務があったとはいえない。

(3) 争点3 (音楽教諭の注意義務違反の有無) について



(原告らの主張)

5 ■■■は、本件教室に戻った時点で、衣服が泥だらけの状態、「気が付いたから大丈夫」と言ったり、震えていたりするなどしていたところ、これを目撃した1年3組の生徒らは、音楽教室に移動した後、音楽教諭に対し、■■■の状態を必死で訴えた。そのため、音楽教諭には、本件教室に行つて■■■の様子を確認し、応急処置や医療機関への搬送等を行うべき義務があったところ、これを怠った過失がある。

(被告の主張)

10 音楽教諭は■■■の様子を現認していないから、同人に注意義務があるとはいえない。

また、本件事故は3限目の授業の開始直後に発生しているから、仮に、音楽教諭が、音楽室に突いた生徒らから■■■の様子を聞き、本件教室に向かったとしても、本件事故発生を回避できたとはいえない。そのため、原告ら主張の注意義務の違反と本件事故との間に因果関係があるともいえない。

15 (4) 争点4 (本件中学校の教諭の過失と相当因果関係のある損害の発生及び数额) について

(原告らの主張)

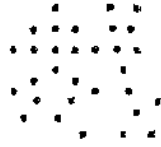
20 ■■■の損害額、原告■■■の損害額・■■■の損害の相続額、原告■■■の損害額・■■■の損害の相続額は、別紙損害額一覧表の「原告ら主張額」欄に記載のとおりである。

(被告の主張)

原告ら主張の損害額は、全て争う。なお、スポーツ振興センターからの見舞金の損益相殺に関する被告の主張は、同一覧表の「被告の主張」の該当欄に記載のとおりである。

25 第3 当裁判所の判断

1 認定事実



第2の2の前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) ■■■の体格、健康状態等（甲14、45、原告■■■本人）

ア 平成25年10月時点の■■■の身長は■■■、体重は■■■であり、また、死亡時の体重は■■■であった。

イ ■■■に大きな病歴はなく、小学校5年生までは無欠席であった。小学校5年生以降に発熱することはあったが、学校を休むことは少なかった。

ウ ■■■は、3歳からスイミングスクールに通っており、大会にも出場したことがあり、本件中学校では水泳部に所属して、日々の練習に取り組んでいた。

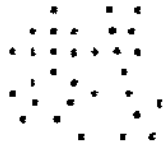
■■■は、本件事故が発生する前の冬休み期間中、平成26年1月5日にクラブの泳ぎ初めに参加したが、それ以外は特に運動していなかった。

(2) 本件事故当日朝の■■■の状況及び授業日程等（甲6、14、44～46、原告■■■本人、原告■■■本人）

ア 本件中学校では、冬休み終了後の平成26年1月7日に始業式が行われ、翌8日には学力試験、翌9日には各教科の試験の返却、持久走、音楽のテストを行うことが予定されていた。

イ 同月9日朝、■■■は、自宅でいつも通りに朝食を食べ、原告■■■からみて特に変わった様子はなかった。また、原告■■■は、車で、いつも通りに■■■を自宅まで迎えに行き、本件中学校の近くまで送った。■■■は、車内でも元気で、よく喋っており、原告■■■からみて、特に変わった様子はなかった。

ウ ■■■は、午前8時過ぎ頃に登校した。1年3組の担任教諭の■■■は、午前8時35分頃から朝のホームルームを5分間実施して健康観察を行ったが、その際、■■■からは体調不良の申出はなく、その後、午前8時50分から午前9時40分まで1限目の国語の授業が行われたが、それまでの間、■■■に特に変わった様子は見受けられなかった。2限目（午前9時50分から午前10時40分まで）には、1年3組・4組合同の体育の授業として本件持久



走が実施された。3限目(午前10時50分から午前11時40分まで)には、音楽の授業が予定されており、1年3組の生徒は、本件教室に戻って着替え等をした後、同階別棟にある音楽室に移動することとなっていた。

(3) 本件事故当日の三木市内の天候

平成26年1月9日午前9時50分から午前11時00分までの三木市内の気温は、6.4℃～7.4℃であり、雨は降っていなかった。(乙9)

(4) 本件事故発生の際の経緯等

ア 本件持久走開始前の状況(甲6、14、証人■■■■)

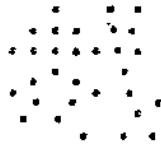
同日午前9時50分頃、生徒らは、昇降口付近に集合し、グラウンドが前日の雨でぬかるんでいたため、正門までの軽いジョギングを2往復、縄跳び、柔軟、腹筋等の運動を約10分間行った。■■■■は、本件持久走開始前には体調不良を訴えておらず、■■■■及び■■■■からみて、体調が悪い様子も見受けられなかった。また、■■■■らは、生徒らに対し途中でしんどくなったら、申し出るように伝えていた。

イ 本件持久走実施時の状況(甲14、証人■■■■)

午前10時過ぎ頃、■■■■は、別紙平面図の南西門付近からスタートした。本件持久走の実施中、■■■■が同図面の外周の南西角、■■■■が外周の北東角付近に立って、生徒らが一生懸命に走っているか、倒れている生徒がいなか等を見ていた。

■■■■は、最も早い生徒とは周回遅れとなり、最後から2番目の生徒からも半周程度遅れていた。■■■■は、しんどそうな様子で、歩くのと変わらないくらいの速度ではあったが、■■■■からみて、一生懸命走ろうとしており、頑張れ等という同人の声掛けにも無心で走っている様子であった。

なお、■■■■は、■■■■が4週目の北東角付近を通過した後、本件中学校の敷地内に戻って、女子生徒の集合場所へ行き、女子生徒らに整理体操をさせる等した。



ウ ■■■のゴール直後の状況等（甲6、12～14）

5 (ア) ■■■は、午前10時30分を過ぎて外周4週を走り終え、南西角付近でゴールした。この時点では、■■■は、半袖シャツと半ズボンを着用しており、■■■はそれらが汚れていないのを見た。■■■は、■■■と南西門付近まで一緒に歩いて戻り、■■■に対し、「大丈夫か」と声をかけたところ、■■■は、「大丈夫です。」と答えた。

10 (イ) ■■■は、午前10時37分頃、■■■に対し、「先に戻って授業を終わらせてくるから、正門から戻ってきたらいい」等と声をかけ、■■■は、「ありがとうございます。」と答えた。この時点ではこのとき、■■■の長袖上着及び長ズボンは、南西門の門扉にかけられたままであった。

(ウ) ■■■は、南西門からグラウンド内に入り、コンクリートと雨でぬかるんだ地面の境付近に座り込んだ。■■■は、■■■との別れ際に同人が座り込む様子を見た。

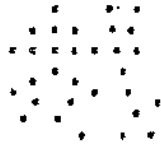
15 (エ) ■■■は、■■■が立ち去った後、雨でぬかるんだグラウンドの地面に着ていた体操服が触れるような場所で仰向けやうつぶせの体勢で寝そべった。

エ ■■■が本件教室に戻るまでの経緯等（甲6、12～14、32、33の1・2、証人■■■、証人■■■）

20 (ア) 午前10時40分頃、■■■は、昇降口に戻って、■■■以外の生徒らと授業終了の挨拶をし、その後、■■■とともに、3限目の2年生の体育の授業のため、昇降口付近で待機していた。

(イ) ■■■は、南西門付近から真っ直ぐ昇降口には向かわず、正門又はそれを行き過ぎて東門から本件中学校敷地内に入った後、同敷地の東側にある体育館、金工室及び体育館の北側にある職員駐車場付近を歩くなどしてから、昇降口へ向かった。

25 (ウ) 午前10時45分頃、■■■らは、■■■が、半袖シャツと長ズボンを着用し、手に長袖上着を持ちながら、正門の方角から歩いて来るのを確認した。



(エ) ■■■は、■■■を追いかけて、昇降口付近において、同人に対し、「大丈夫か」と声をかけると、■■■は、「大丈夫です。」と答えた。また、■■■が、■■■に対し、「しんどなったら保健室に行ったらいいからな。保健室には言っとくから。」と伝えたところ、■■■は、「ありがとうございます。」と答えた。
5 この際、■■■は、近くにいた■■■から見て、疲れている様子であった。

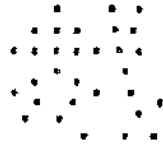
(オ) このとき■■■の着用している半袖シャツ及び長ズボンは、前面及び背面ともに後記(5)のような状態であり、雨で湿った土が付着して、泥だらけになっていた。■■■は、■■■の衣服が汚れているのを見て、■■■が本件持久走後に疲れて寝転んだのであろうと考えた。

10 (カ) 午前10時46分頃、■■■は、養護教諭の■■■に携帯電話を架けて■■■が保健室に行く可能性があることを伝えようとしたが、繋がらなかった。そこで、■■■は、昇降口を通過して中庭に行き、保健室の窓から■■■に対し、■■■が保健室に行くかもしれない旨を伝えた。なお、■■■は、本件中学校の前に■■■と同じ中学校に勤務しており、その勤務当時2回程、■■■から、
15 生徒が保健室に行く旨の事前連絡を受けたことがあった。もともと、本件中学校で■■■からそのような連絡を受けたのは本件が初めてであった。

(キ) ■■■は、3限目の体育の授業で昇降口付近に集合していた2年生の生徒から、「ドロドロやんか」、「どうしたんだ」等と声を掛けられたところ、「気づいたらこうなった」という趣旨の発言をしたり、ぶつぶつ独り言を
20 言ったり、薄笑いを浮かべたりしていた。■■■は、上履きを履かずに4階へと上がっていった。

オ 本件教室での■■■の状況（甲33の3）

25 (ア) 午前10時48分頃、■■■は、本件教室に戻った。1年3組の生徒らは、■■■の体操服が泥まみれであったことから、同人に対し、「どうしたん?」、「大丈夫?」等と声を掛けたところ、■■■は「気づいたから大丈夫」という趣旨の発言を何度も繰り返した。また、このとき、■■■は、震えている



様子であった。

(イ) ■■■以外の生徒らは、3限目の音楽の授業に向かうため、別棟4階の音楽室に移動し、午前10時52分以降、本件教室には■■■が一人残った。

カ 本件事故の発生状況等（甲14）

5 (ア) ■■■は、午前10時52分から午前10時55分頃までの間に、床からの高さ122cmの転落防止用の手すりを乗り越え、窓の外側に出て下の階の窓の庇に足を着けるなどした後、中庭に転落した。なお、本件事故発生時の■■■の服装は、上半身が肌着、下半身は体操服の半ズボンに靴下であった。

10 (イ) 上記当時の本件教室の状況は、別紙「事故時の1年3組教室図」のとおりであり、■■■の使用する机は、廊下側から2列目の教卓側の一番前の席であったところ、当該机には長袖上着が置いてあり、当該機の横には長ズボンが落ちていた。また、当該机と転落した窓の間の床には、廊下側から窓側に向かって、裏返しになった半袖シャツ、制服のズボンが順に落ちていた。

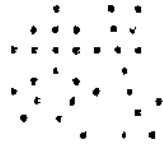
15 キ ■■■の行動（甲14、証人■■■）

(ア) 午前10時50分頃、■■■は、■■■が保健室に来ないことから、保健室を出て、本件教室まで様子を見に行くこととした。

20 (イ) ■■■は、本件教室に向かう途中、各階の男子トイレを確認しながら4階まで上がり、午前10時55分頃に本件教室に入ったが、教室内には誰もいなかったため、同教室を出た。

ク 音楽教諭の行動（甲14）

25 1年3組の音楽の授業を担当していた非常勤講師は、同組の大半の生徒が3限目の始業時までには別棟4階の音楽室に来ていなかったことから、同教室の入口で遅刻してきた生徒をチェックしていたところ、■■■の様子を見た一部の生徒らが、「泥まみれだった」、「体調が悪そうだった」、「しんどそうだった



た」等と言いながら入ってきた。そこで、同講師は、別棟の廊下に出て様子を
見に行ったが、■■■■の姿は見当たらなかったため、音楽室に戻った。

(5) ■■■■の衣服の汚れの状況（原告■■■■本人）

原告■■■■は、■■■■の死亡後、加古川医療センターから、透明な袋に入った状
態で、■■■■が本件事故当時に着用していた衣類（肌着、半ズボン及び靴下）を
受け取った。また、原告■■■■は、本件中学校から、■■■■の荷物を取りに来るよ
うにとの連絡を受け、本件事故後（具体的な時期は不明である。）、一つの袋に
まとめて入れられていた■■■■の体操服（半袖シャツ、長袖上着、長ズボン）を
受け取った。その日又はその翌日、原告■■■■の妹は、■■■■の体操服を写真撮影
したところ、その具体的な状態は、以下のとおりであった。

ア 半袖シャツ（甲32 [番号37～48、53～61、63]、名札のある方
が前面である。）

半袖シャツは、前面の胸部から腹部付近にかけて泥汚れが付着しており、
中央から右腹部側■■■■が着用した場合の視点、以下同じ。）により多く付着
している（同 [番号37～40等]）。背面にも全面的に泥汚れが付着してお
り、右側により多くの汚れが付着している（同 [番号41、42等]）。

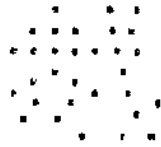
イ 長袖上着（同 [番号1～16、19]、名札のある方が前面である。）

長袖上着の前面には、胸部付近、襟及び両袖に全体的に泥汚れが付着して
いる（同 [番号1～5、7等]）。背面は、前面よりも汚れが少ないものの、
右肩部分や襟の下部分に汚れが付着している（同 [番号6、8等]）。

ウ 半ズボン（同 [番号49～56、65～69]、名札のある方が背面であ
る。）

半ズボンの前面には、左側の腰部分から裾にかけて泥汚れが多く付着し、
右側の内股部分等にも泥汚れが付着している（同 [49～52]）。背面は汚
れが少なく、右側等に少し付着している（同 [55、56、66、69]）。

エ 長ズボン（同 [番号17、18、20～36、57～61、63]、名札の



ある方が背面である。)

長ズボンの前面には、左右の腰部から大腿部や膝部分にかけて、多くの泥汚れが付着している（同 [番号21～24]）。また、背面には、腰部から臀部付近に全面的に泥汚れが付着しており、左右の大腿部付近の側面にも付着している。

(6) 本件中学校の保健管理態勢（甲14）

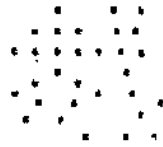
本件中学校では、毎朝のホームルーム時に生徒一人ずつの健康観察を必ず行い、担任教諭が確認した後、その結果を保健室に報告する流れになっている。また、体調不良時には、生徒からその旨の訴えがあった場合や担任等の教諭が保健室に行く必要があると判断した場合に、その生徒が独力で保健室に行くことが可能であれば、その生徒のみを保健室に行かせ、独力で保健室に行くのが難しいようであれば、付添の者がその生徒を保健室まで連れて行くことになっている。

(7) 本件事故の原因に関する本件委員会の検討（甲14）

本件委員会は、インフルエンザ等の何らかのウイルス性疾患の脳症状である異常言動によって本件事故が発生したと判断している（前提事実(6)エ）が、その理由は、要旨、以下のとおりである。

ア 相当な高熱が出ていたと考えられること

■の本件事故時の体温は41.1℃であると考えられる。30分間の持久走後には深部体温が39℃程度に上昇するが、本件事故は本件持久走終了から約15分経過後に発生しており、深部体温は下降途中であり、肥満により下降速度が遅いことを考慮しても、本件事故時の体温は38℃程度となるはずである。したがって、本件持久走による生理的な体温上昇という仮定は、本件事故時の体温と矛盾するものといえるため、何らかの疾患による病的な高熱であると考えなければ説明がつかない。なお、発熱が始まったのは、本件教室内で■が震えていたとの目撃があり、これが発熱初期にみられる悪



寒戦慄と考えられること、昇降口付近で■が震えていたとの目撃はないことから、■が■と別れて校舎内に入り、本件教室に向かって階段を昇っていた頃であると推察される。

イ 本件血液検査の結果がウイルス感染を示唆していること

5 本件血液検査の結果については、白血球のうち、好中球減少とリンパ球が著明に増加していることが特徴的であり、これはウイルス感染が強く示唆される所見である。また、炎症反応CRPが軽度上昇している点もウイルス感染の初期にみられる所見である。

ウ A i C Tレポートが脳の浮腫を示唆していること

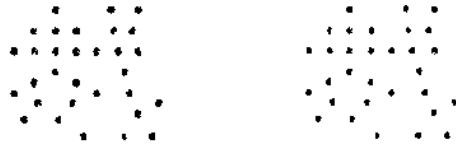
10 A i C Tレポートでは、転落したことによる多発外傷の影響とは無関係と思われる所見として、「脳白質／灰白質境界、脳溝それぞれの不明瞭化が、死後1時間の経過にしては目立つ」ことが指摘されている。これは死亡前に既に脳の浮腫が起きていたことを示唆するものであって、本件事故直前の■の脳には何らかの炎症による病変があったことが推測される。

15 エ 病理検討の結果

中枢神経系11か所などの標本を作成し、病理専門医に病理検討を依頼したところ、中枢神経系に明らかな炎症細胞浸潤は認められず、浮腫の所見のみであり、これはインフルエンザなどのウイルス性脳症としても矛盾しない所見である。また、明らかな炎症の根拠には乏しいが、脳炎のごく初期である可能性は否定しきれない所見であった。

オ ■に異常言動があったこと

20 ■の異常言動としては、①上履きを履かずに教室へ戻ったこと、②他の生徒らから声を掛けられた際に、「わかっているから大丈夫」「気が付いたから大丈夫」と意味不明のことを何度も繰り返すやっていたこと、③明らかに音楽の授業に遅れるタイミングで行動していたこと、④胸の高さまである防止柵を乗り越えて、能動的に窓から飛び降りていること、の4点が確認

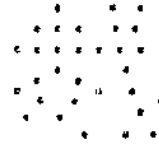


された。なお、■■■■の体操服が泥だらけになっていたことは、持久走後に寝転ぶことはあり得るから異常言動とはいえないと思われる。

カ インフルエンザによる異常言動の可能性

5 (ア) 異常言動という脳症状がみられるウイルス性炎症性疾患としては、インフルエンザ（脳症）、ウイルス性脳炎・脳症、急性辺縁系脳炎、ウイルス性急性胃腸炎に合併する脳炎・脳症の4種類にほぼ限られる。保存された血液、髄液を用いた複数種類の検査では、明らかな原因ウイルスが同定できるような検査結果は得られなかった。

10 (イ) 上記4種類のうち、急性辺縁系脳炎及びウイルス性急性胃腸炎に合併する脳炎・脳症については、異常言動発現までの経過等から、可能性は限りなく低いと考えられたのに対し、上記ア～オの事実に加え、本件事故当日が冬で、三木市内では平成26年12月からインフルエンザが発生していたことから、インフルエンザ（脳症）による異常言動の可能性が強く疑われる。インフルエンザは、痙攣、意識障害など、中枢神経に悪影響を及ぼす疾患であり、特定の抗インフルエンザ薬使用の場合のみに限らず、イン
15 フルエンザの罹患自体によっても異常言動が認められることがあり、インフルエンザ脳症の初期症状として異常言動がみられることもあるが、脳症に進展しなかった症例の中にも異常言動がみられることがある。本件は、厚生労働省科学研究「インフルエンザ様疾患罹患時の異常行動研究」報告書
20 の④インフルエンザ様疾患の臨床的特徴のうち、突然の発現、高熱（38℃以上）、全身倦怠感等の全身症状、⑤重度の異常な行動（飛び降り）、⑥⑦の行動をしたインフルエンザ様疾患症例の特徴のうち、男児に多いこと（約80%）、年齢が高いこと（中央値9～10歳）、体温が高いこと、発生時期は発熱24時間以内が多いこと、抗インフルエンザ薬未使用の場合（約20%）、といったインフルエンザによる危険な異常行動（飛び降り等）をとった症例に共通する点が多々あることから、インフルエンザに感



染して急激な高熱が出現し、異常言動を来した可能性が考えられる。

(8) 本件事故の原因に関する[]医師の意見（以下「[]」という。）

(甲28、34、証人[])

[]医師（以下「[]」という。[]

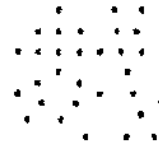
5 []）は原告らから依頼を受けて、本
件事故の原因に関して検討を行い、平成28年6月28日付け「三木市立緑が
丘中学校転落死亡事故に関する意見書」（甲28）及び平成30年3月13日
付けの「三木市立緑が丘中学校転落死亡事故に関する意見書（第2報）」（甲3
4）を作成した。その内容は、要旨、以下のとおりである。

10 ア 熱中症について

(ア) 熱中症とは、暑熱環境における身体の適応障害によって起こる状態の総
称である。熱中症は、重症度によってⅠ度からⅢ度に分類される。Ⅰ度は、
「めまい」「立ち眩み」「筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）」等を認めるが
意識障害を伴わないもの、Ⅱ度は、「頭痛・嘔吐」「倦怠感、虚脱感」「集中
15 力や判断力の低下」を認めるもの、Ⅲ度は、意識障害（「意識消失」「小脳
症状」「痙攣」等）、肝機能障害・腎機能障害、血液凝固異常のいずれかを
認めるものである。熱中症は、軽症型から重症型まで連続した病態であり、
放置又は誤った治療によって重症化して、Ⅲ度の重度熱中症へ数分から数
十分単位で移行し得る。

20 また、熱中症の発症には、環境の因子、労働やスポーツの強度、個体要
素が関係しており、ある一つの因子が大きいと他の因子が強くなくても発
症し得ると考えられている。症例は多くはないが、熱中症診断ガイドライ
ン2015では、冬場のスポーツでも熱中症による死亡例がある旨の報告
がなされている。11月の気温16℃で行われた10kmの長距離走や11
25 月に行われた9kmのロードレースで熱中症が発症した事例もある。

(イ) 意識障害は、何か少し言動がおかしいということから昏睡（最も重度）



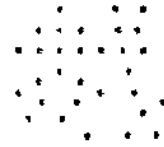
まで含む幅広い概念である。JCSは、意識障害をⅠ：刺激しなくても覚
醒している状態、Ⅱ：刺激すると覚醒するが、刺激がなくなると寝てしま
う状態、Ⅲ：刺激しても覚醒しない状態の3レベルに分類し各レベルの中
で更に3段階に分かれている。他方で、せん妄は、注意力の障害や意識の
障害が短期間の間に発生して、短期間の間に重症度が変化するということ
を意味している。せん妄も意識障害を伴うが、単なる意識障害とは、短期
間で発症・変動する点異なる。

ウ) 異常行動とは、意識障害、幻覚・妄想、病的感情によって起こる異常な
行動のことを意味する。熱中症の場合でも、せん妄による異常行動が生じ
ることはあり、熱中症の脳神経障害では、幻覚・妄想を伴うせん妄状態や
奇異行動を前駆行動とすることが少なくないとされている。

イ) 以下の理由により、本件事故は、 が本件持久走時に熱中症を発症し、
これに伴う異常言動により発生したと考えられる。

ウ) 本件事故時の の深部体温は、 41.1°C であったと推測される。
 は、体重 の肥満体型であり、冬期休暇を終えて、運動に慣れて
いない中、初めての持久走を行ったもので、熱中症を発症しやすい状況に
あった。特に、肥満の場合、重く大きな身体を動かすのに循環器・呼吸器
系及び運動器に過大な負荷がかかるため、通常人には軽い運動強度でも、
肥満小児には高強度に当たることもある。その上、熱産生も多く、皮下脂
肪のため、うつ熱しやすい。そのため、本件持久走が1月の気温 4.3°C
 $\sim 6.1^{\circ}\text{C}$ の環境で行われたとしても、熱中症が起り得る。

イ) 心肺停止後短時間内に採血された血液を用いた本件血液検査では、Cr
(クレアチニン)が 1.34 と異常な値(熱中症実態調査では、Ⅲ度熱中
症における死亡例ではクレアチニン 1.2 以上が多い。)を示しており、肝
機能を示すASTは 290 、ALTは 308 と正常値の約 10 倍の数値を
示しているところ、これらは生前の病態を反映していると考えられるから、



■が本件事故前に著明な肝機能障害を起こしていたことができ、Ⅲ度熱中症を発症していたことを示唆する所見である。そのほか、熱中症の発症を示す所見としては、CK（クレアチンキナーゼ）及びミオグロビンがいずれも異常高値であって横紋筋融解症を示していること、トロポニンⅠも高値であり、血液凝固異常もみられることが挙げられ、これらもいずれも一定の生前病態を反映していると考えられる。

5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500

（ウ） ■は、本件持久走を「しんどそう」に走っており、持久走後の異常行動として、ぬかるんだ地面に倒れる等して、体操服が前後ともに泥だらけになったにもかかわらず、これに対しては無頓着であること、本件持久走を非常に疲れた状態で走っていたにもかかわらず、南西門から昇降口に戻ってくるまでに遠回りをしていること、昇降口付近で、3限目の2年生の生徒らとすれ違う際に、異常に疲れた様子で、薄笑いを浮かべたり、ぶつぶつと独り言を言ったりしていたこと、上履きを履かずに本件教室に向かったこと、本件教室では、「気が付いたから大丈夫」という言葉を連呼していたことが挙げられる。これらを整理すると、■は、本件持久走中にかなりの疲労状態になり、本件持久走直後には既に正常な判断ができない状態、意識障害があったと思われ、その後、「飛び降りる」という突発的な行動を起こしたと考えられる。なお、本件報告書によれば、■は、■から話しかけられた際、「大丈夫です」等と答えたとされているが、意識障害が生じている状況で、状態が改善していなくとも、話しかけられた時だけ我に返ったように受け答えをすることはあるため、上記のような事実経過は、意識障害があったことと矛盾しない。

（エ） このように、■の個体要因、「著明な疲労感（Ⅱ度熱中症の症状）」から「意識障害・せん妄、異常行動（Ⅲ度熱中症の症状）」へと変化した症状の経過、肝機能障害、横紋筋融解症などの検査結果を踏まえれば、冬季である点でかなり特異なケースであるものの、■は、本件持久走中に熱中



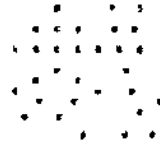
症を発症した可能性が高いといえる。

ウ インフルエンザの可能性が低いこと

(ア) インフルエンザでは、初発症状として発熱の頻度は高く、悪寒を伴う高熱が急に出現するが、高熱以外に咳嗽や鼻汁などの随伴症状を伴うことが多く、異常行動の時にはそれらの症状がみられる頻度は高くなる。異常行動は、発症から第1病日、第2病日に起こすことが多いが、少なくとも発熱から数時間は経過して起こり、インフルエンザ脳症でも肝機能障害やCKの上昇、凝固系の異常は起こり得るが、一定の時間が経ってから上昇する。したがって、本件持久走前（1時間前）に全く症状のなかった■に持久走中に急にインフルエンザの症状が出現し、異常行動を来したとは考えにくい。

(イ) ■は、本件髄液検査でインフルエンザウイルスB型が陽性となっている。PCR検査は特異度も感度も高い検査法であるが、少量のウイルスが混じっても陽性となるもので、コンタミネーションの可能性もある。また、インフルエンザ脳炎の場合、髄液を用いたPCR検査の結果はほとんど陰性であり、平成26年1月当時の兵庫県内でインフルエンザB型が流行していなかったことから、同検査結果は誤りである可能性が高い。

(ウ) 頭部CTにつき、A i CTレポートでは、「左前頭に少量気脳、左シルビウス裂を中心としたくも膜下血種あり、白質／灰白質境界、脳溝それぞれの不明瞭化がある。」とし、「1時間という死後経過時間に比べて前記所見は目立つ」、「白質低吸収かがあるとは言えないが、先行病変として何らかの炎症があった可能性」を指摘している。しかし、死亡直後は超急性期の全脳虚血状態に相当し、その時点で撮影されたCTでは脳実質は正常～軽度脳浮腫所見を示すと言われており、同所見は、白質／灰白質のコントラストの低下、脳回の軽度腫脹による脳溝の不明瞭化であるから、上記指摘は、死後所見と矛盾しない。



また、A i C Tレポートは、縦隔条件による胸部C Tでは「上前縦隔脂肪混濁あり（縦隔挫傷による血種や胸腺遺残の可能性）」を指摘し、腹部C Tでは「腸間膜脂肪混濁がある。腸間膜挫傷による血種かもしれないが、内部に結節状構造が目立つので、腸間膜リンパ節炎があった可能性がある。」としているが、これらは、外傷性の変化の可能性をまず指摘するものに過ぎない。そして、4階から転落すれば、縦隔挫傷・腸間膜挫傷が生じるのは当然であり、上記臨床経過からみて本件持久走開始前に症状のなかった■がリンパ節炎を起こしていたとは考えにくい。

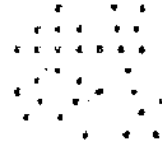
(9) ■意見に対する■医師（以下■という。）の意見

■医師（■）は、被告から依頼を受け、平成29年7月8日付け「意見書」（乙2）、平成30年7月1日付け「意見書」（乙15）を作成し、本件事故発生の原因としては、発熱を伴うインフルエンザしか考えにくく、熱中症が発症したとは到底考えられないとの意見を述べるどころ、その要旨は、以下のとおりである。

ア 暑熱環境

熱中症は、暑熱環境や運動の影響で体内での熱産生が熱放散を上回り、深部体温が上昇することにより発症するところ、■意見は、■が熱中症を発症したとしながら、暑熱環境について一切触れていない点で問題がある。本件では、冬の気温10℃以下の屋外で、約3kmを45分程度のランニング（普通に歩く速さくらい）を行ったものであるが、■が肥満体型であったとはいえ、このような運動で、「熱産生>熱放散」となり、体温が41℃まで上昇することは常識的に考えられない。文献上、確かに、夏でなくても熱中症を発症する場合は稀にあるが、条件は限られている。

このことから、真冬のランニングでは体温上昇すら起こらないことは明らかであり、インフルエンザにより体内環境の体温上昇が生じ、41℃程度に達したとしか考えられない。ただし、いつから発熱があったかまでは判断で



きない。

イ 本件血液検査の結果

■医師は、本件血液検査の結果について、死亡時に少なくとも、CKの上昇、腎機能障害、肝機能障害を認めていたと考えられ、ミオグロビンの上昇、トロポニンIの上昇も一定の生前病態を反映していた可能性があるとして、同結果は、熱中症を発症していた所見であるとするが、同意見のうち、「熱中症を発症していた」という点を「4.1℃以上の体温上昇」と読み替えれば、当該指摘は是認できる。ただし、その原因は、熱中症ではなく、インフルエンザによる発熱である。

ウ ■の異常行動

■医師は、熱中症によりせん妄状態になり異常行動をとる場合がある旨を指摘するところ、たしかに、熱中症などの体温の異常上昇があれば、その原因に関係なく、せん妄がみられるものの、熱中症でせん妄がみられた症例の中に真冬に発症した例はない。仮に、■にみられた異常行動の原因がせん妄であったとしても、それはインフルエンザによる高熱が原因であって、熱中症が原因ではない。

2 争点1（本件持久走計画策定段階における過失の有無）について

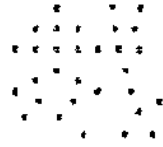
(1) ■の熱中症発症の有無

原告らは、■意見（前記1(8)）に基づいて、■が本件持久走中に熱中症を発症して、高熱に伴う意識障害を生じたとして、■らに本件持久走計画策定段階における過失がある旨を主張する。

しかし、本件髄液検査の結果、インフルエンザウイルスB型が陽性となっていることに加えて、■医師の意見書の記載内容（同(9)）によれば、当時の■

■の状態や本件血液検査及び本件CT検査の各結果は、本件事故発生当時、■

■がインフルエンザウイルスに罹患していたとして矛盾しない。そして、本件持久走の実施時期や当日の気温（同(3)）からみて、本件持久走中やその終了後



に、■が暑熱環境下に置かれていたとは認められず、そのような環境のもとで熱中症を発症することは稀であると考えられることなどに照らせば、■はインフルエンザウイルスに罹患し、これによる発熱で約41.1℃まで体温が上昇し、高熱による異常行動を起こして本件事故に至ったと認めるのが相当である。

これに対し、■意見は、本件髄液検査の結果についてコンタミネーションの可能性を指摘するが、具体的な根拠を伴うものとはいえない。また、■の年齢や同人が肥満体型（同(1)）であったことを踏まえても、上記環境下で実施された本件持久走の運動強度が、冬場に熱中症が発症した事例として■医師が挙げるものと同程度に高かった等と直ちに認めることもできない。したがって、■意見に基づき■が熱中症を発症していたとの原告らの主張は採用できない。

(2) 本件持久走の計画策定段階の義務違反の有無

原告らは、前記第2の3(1)（原告らの主張）イのとおり、■が本件持久走中に熱中症を発症したことを前提として、①熱中症対策（指導や休憩・水分補給等の場所の確保）を講ずる義務、②体調不良者を直ちに保護できる監視態勢を構築する義務の各違反がある旨を主張する。

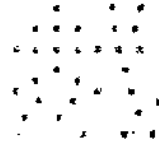
しかしながら、本件持久走の実施の時期や内容からみて、熱中症が発症することは稀であると考えられることからすれば、■らに本件持久走の実施を計画するに際して上記①の熱中症対策を講じる義務があったとはいえず、また、本件持久走実施時の監視態勢（前記1(4)イ）に不備があったともいえない。

したがって、原告らの主張は採用できない。

3 争点2（本件持久走実施後に■を保護する義務の有無等）について

(1) 判断枠組み

ア 原告らは、前記第2の3(2)（原告らの主張）のとおり、■と■が昇降口付近で会話をした時点で、■に意識障害が生じていたから、■には、



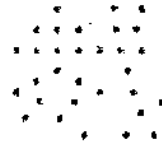
遅くとも同時点で■■■■を一人にせず保健室に連れて行く義務があった旨を主張するのに対し、被告は、同（被告の主張）のとおり、①同時点で■■■■に意識障害が生じていたことを争い、②仮に、■■■■に意識障害が生じていたとしても、■■■■において、■■■■に付き添って保健室に連れて行かなければ重大な結果が生じることまでは認識できなかった旨を主張する。

そこで、以下では、①客観的に、同時点で■■■■に意識障害が生じており、保健室に行く必要のある状態であったと認められるかを検討し、これが認められた場合には、②同時点で、通常の体育教諭が、学校教諭としての注意義務を尽くせば、■■■■が何らかの体調不良により保健室に行く必要のある状態にあることを認識することができ、■■■■を一人にせず、保健室に連れて行くとの判断をすべきであったといえるかについて検討する。

イ なお、本件事故は、■■■■が本件教室において、転落防止用の手すりを乗り越えて、窓の外に出るという■■■■の異常行動によって発生しており、通常このような事故が発生することを予見するのは困難である。

もっとも、過失とは結果回避義務に違反したことをいうところ、結果発生
の具体的危険の予見可能性が要求されるのは、行為者に対し結果回避のため
の行為をすることが期待可能な状況が存在しなければ、発生した結果につい
て帰責することができないためである。本件で原告らの主張する結果回避義
務の内容は、意識障害の生じている■■■■を一人にせず、保健室に連れて行き
養護教諭に引き渡すというものであるところ、学校教諭において、担当等す
る生徒に意識障害が生じていることが認識できれば、当該生徒を一人にして、
その行動を監視し得ない状況下に置けば、当該生徒が障害された意識の下で
出歩く等して転倒したり、階段等から転落したりするほか、不穏な行動等を
とって、その生命・身体に危険の及ぶ事態が発生する可能性が当然に想定さ
れるといえる。

そうすると、■■■■において、■■■■が窓から転落する可能性という具体的な



本件事故の発生を予見することまでは不要であり、■■■■に意識障害が生じており、このまま一人にすれば、その生命・身体に危険の及ぶ可能性があるという程度の認識で足りると解される。

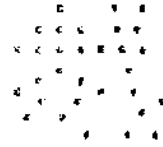
(2) 昇降口付近で■■■■と■■■■が会話した時点における■■■■の心身の状態

5 ア ■■■■の意識障害の有無及びその発生時期

(ア) 本件事故当日、本件持久走開始前まで■■■■に体調不良は見受けられなかったところ（前記1(2)、司(4)ア）、■■■■は、本件持久走をしんどそうな様子で歩くのと変わらない速度で走り、午前10時30分過ぎ頃、最後から2番目の生徒からも半周程度遅れてゴールして（同(4)イ(イ)）、■■■■と南西門付
10 近まで歩き、同所で■■■■から「大丈夫か」と声をかけられて、「大丈夫です。」と答え（同ウア）、■■■■が同所を離れる際に地面に座り込んでいる（同ウカ）。

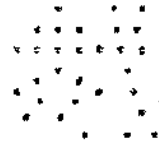
このように、■■■■は30分以上かけて約3kmを完走しているが、当該タイムが■■■■の通常時の記録とどの程度異なるかは不明であり、■■■■がしんどそうに走っていたことやゴール直後に座り込んだことも、疲労によるものとみて不自然とはいえないから、これらの点からみて直ちに、■■■■に意識障害が生じていたと断定することはできない。

15 (イ) もともと、■■■■は、■■■■が同所を離れた後に、体操服が汚れるのを意に介さず、雨でぬかるんだグラウンドに仰向けやうつぶせで寝そべって、着ていた体操服の半袖シャツ等を泥まみれにし（同(4)ウエ、同(5)）、南西門付近から真っ直ぐ昇降口には戻らずに、体育館、金工室及び職員駐車場付近を歩くなど、遠回りをして、午前10時45分頃に昇降口に戻っており（同(4)エ(イ)）、昇降口付近では、■■■■は、他の生徒から体操服が泥まみれであることを指摘されると、「気づいたらこうなった」と答え、ぶつぶつ独り言を
20 言ったり、薄笑いを浮かべたりし、その後、上履きを履かずに本件教室に戻っている（同エ(イ)）。



そして、約3kmを走り終えた生徒が、疲労を感じて地面に寝そべるといった行動を取ることにはあり得なくもないが、そのような場合でも、通常は、雨でぬかるんだグラウンドの地面に身体や衣服が触れることは避けるであろうし、そのような状態の地面にうつぶせのような体勢をとることも通常の意識状態のもとで行うとは考え難い。また、■■■■が昇降口まで遠回りをしたことも、本件持久走で疲労し、体育の授業終了の挨拶にも間に合っていない状況下での行動であることからすれば、被告が主張するようなクールダウンとして行ったものとは考え難い。その上、■■■■が昇降口付近で「気づいたらこうなった」、「気づいたから大丈夫」と発言をしていたことからすれば、■■■■自身、なぜ体操服が泥まみれになったのかを理解していなかったと認められる。そして、■■■■が、独り言を言ったり、薄笑いを浮かべたりしていたことや上履きを履かずに本件教室に向かうという状況に適した行動をしていないことも踏まえると、■■■■には、昇降口付近で■■■■と会話をした時点で、既に発熱による意識障害が生じていたと推認される。

- (ウ) 他方で、■■■■は、昇降口付近で、■■■■から「大丈夫か」と声をかけられると、「大丈夫です。」という趣旨の発言をし、■■■■から、しんどくなったら保健室に行ったらいい旨を言われると、「ありがとうございます。」と答えており（同(イ)）、その場の状況に応じた受け答えができているようにも思える。しかし、上記発言の内容は単純で、反射的な返答ともいえ、■■■■医師も、意識障害が生じている状況で、その状態が改善していなくとも、話しかけられた時だけ我に返ったように受け答えをすることはある旨を述べていること（同(イ)ウ)に照らすと、そのような受け答えをしたからといって、■■■■に意識障害が生じていなかったとはいえない。
- (エ) 午前10時48分頃に本件教室に戻ってからは、■■■■は、1年3組の生徒らから声を掛けられると「気がついたから大丈夫」という趣旨の発言を



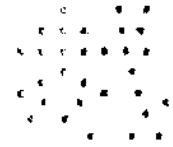
何度も繰り返し、身体が震えている状態であり（同(4)オ(ア)・(イ)）、午前10時52分から午前10時55分頃までの着替えをしている最中に、転落防止用の手すりを乗り越えて窓の外に出ている（同カ）。

このような本件教室内の■■■■の言動は、明らかに通常の意識状態で行われたものとはいえず、同人には発熱による意識障害が生じていたと認められる。そして、■■■■が■■■■と会話をした昇降口付近から本件教室に戻るまでは、3分ほどしか経過していないことからすると、■■■■と別れた後、■■■■が4階まで階段を歩いて昇っていったことを考慮しても、その間の僅か数分のうちにその容態が急激に悪化したものとは考えにくく、昇降口付近で■■■■と会話をした時点において既に、■■■■には発熱による意識障害が生じていたとみるのが自然である。

なお、意識障害には、何か少し言動等がおかしいという状態から最重度の昏睡状態まで含まれる（同(8)ア(イ)）ところ、昇降口付近で■■■■に生じていた意識障害が、どの程度のレベルであったかを厳密に特定するのは困難である。もっとも、■■■■が、体操服が汚れるのを意に介さず、雨でぬかるんだグラウンドに仰向けやうつぶせで寝そべったり、そのような行動をとったにもかかわらず、体操服が泥まみれになった理由を把握していないこと、昇降口に戻るまでに遠回りをし、昇降口付近で「気づいたらこうなった」等の発言をしたり、ぶつぶつ独り言を言ったりしていたこと等からすれば、■■■■の意識障害の程度は、周囲の状況や自身の行動等を正しく認識したり記憶したりすることができない程度には悪化していたものと推認される。

イ ■■■■の言動に関する原告らの主張について

（ア）原告らは、被告作成の書面（甲6、13）に基づいて、■■■■がゴール直後に■■■■の目の前で寝そべる状態になった旨を主張する。しかし、■■■■からの聴き取り調査を経た上で作成されたと認められる本件報告書（甲14）



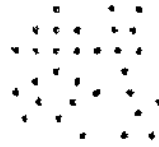
では、■■■■は、■■■■との会話後にその場を離れる際に、■■■■が座り込むのを見た旨の記載しかない。他方で、上記書面（甲6、13）は■■■■からの聴き取りをどの程度行って作成されたかは不明であり、その記載内容からも同人の目撃状況等は明らかではないから、これらは原告ら主張の事実を認定するに足りない。

イ) また、原告らは、生徒らのアンケート（甲33の1）に基づき、■■■■が東門から本件中学校の敷地に入った旨主張し、確かに、アンケートには、「公園近くの校門から入ってきた」（同[11]）や「女子のゴールの門から出てきていて・・・駐車場を歩いていた」（同[10]）との記載がある。しかし、上記記載をした生徒らの具体的な目撃状況は明らかでなく、当該記載から■■■■が東門から入ってきたと認定するのは困難である。もともと、■■■■が金工室前や駐車場付近を歩いているのを技術教諭や校務員がみていたこと等からすれば、前記認定のとおり■■■■が昇降口に至るまで遠回りをしたことは明らかである。

ウ 被告の主張について

イ) 被告は、①昇降口付近における■■■■の体操服の汚れについて、泥ではなく砂がついていたにすぎず、汚れの範囲も甲32号証の写真ほどではなく、体操服が袋に入れられた状態で保管されて時間が経過したことで広がった可能性がある、②■■■■がグラウンドに寝そべる状態になった事実はなく、体操服の汚れは、■■■■が汚れの付着した手で触る等して付いたものにすぎないと主張する。

しかしながら、①については、雨でぬかるんだグラウンドの土砂が体操服に付着したものであることは明らかで、この付着物を泥というか、砂というかは表現上の違いにすぎない。また、汚れの範囲についても、■■■■は、甲32号証の写真ほど汚れていなかったと思う等と供述するが、記憶が定かではないとも述べている上、昇降口付近や本件教室で■■■■を目撃した大



多数の生徒らは、「泥まみれ」であったと表現しており（甲33の2・3）、体操服の前面・背面ともに汚れていた旨を指摘するものも複数ある。そうすると、昇降口付近での■■■■の体操服の汚れの状態等も甲32号証の各写真のようなものであったとしても、何ら不自然ではなく、写真撮影前まで、半袖シャツ・長袖上着・長ズボンが一つの袋にまとめて入れられていた（前記1(5)）ことから、汚れの範囲が大きく広がったものとは考えにくい。

また、②についても、本件持久走のゴール時に体操服が汚れていなかったこと（同(4)ウ(ア)）、■■■■が南西門付近で座り込んだこと（同(ウ)）、体操服の汚れの程度等（同(5)）からすれば、■■■■が雨でぬかるんだグラウンドに着衣等が接するような位置で、仰向けやうつぶせで寝そべったことにより付着したと考えるのが合理的である。

したがって、上記被告の主張①②はいずれも採用できない。

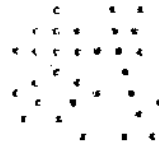
イ) 被告は、本件教室で■■■■に震えの症状がみられたのに対し、昇降口付近では震えの症状がないことから、■■■■が下駄箱を離れ本件教室に向かう間に発熱し、意識障害が生じたと主張する。

しかしながら、■■■■医師は、■■■■の発熱がいつからあったかは判断できないとしていること（同(9)ア）に加え、上記アのとおり、■■■■の昇降口付近に至るまでの行動が、通常の意識状態のもとで行われていたとは考え難いことに照らせば、インフルエンザでは高熱が急に出現すること（同(8)ウ(ア)）を考慮しても、■■■■が、■■■■と別れた後の本件教室に向かう途中で発熱したと認めるのは困難である。

エ 小括

以上によれば、■■■■には、昇降口付近で■■■■と会話をした時点で、発熱に伴う意識障害が生じていたと認めるのが相当である。

(3) 昇降口付近で会話をした時点で■■■■に■■■■を一人にせず保健室に連れて行く義務があったか否か



ア 体育教諭としての注意義務

学校教諭には、学校教育の実施により生徒の生命身体に危険が及ばないように配慮すべき注意義務がある。本件でも、本件持久走がその実施内容からして生徒に疲労を生じさせるものであり、走り終えた後に体調不良となる生徒が出ることは当然に予見されるから、授業を担当する■■■■■においては、本件持久走の実施中に生徒の様子を監視するだけでなく、走り終えた後の生徒の様子にも気を配り、体調不良者の有無に注意する必要があるといえる。そして、生徒の体調不良時における本件中学校の保健管理態勢として、生徒からその旨の訴えがあった場合や教諭が保健室に行く必要があると判断した場合に、当該生徒が独力で行くことが可能であれば生徒のみを保健室に行かせ、独力で保健室に行くのが難しい場合は、付添の者がその生徒を保健室まで連れて行くことになっていること(前記1(6))に照らすと、■■■■■において、■■■■■が体調不良であり、保健室に行く必要があることを認識した場合には、その生命身体に危険が及ばないようにする観点から、■■■■■の容態確認を適切に行った上で、■■■■■が一人で保健室に行くことが可能な状態かどうかを判断し、■■■■■への対応を行うべきといえる。

イ ■■■■の認識事実

■■■■■は、本件持久走開始前に体調不良ではなかった(前記1(4)ア)■■■■■が、本件持久走をしんどそうに走り、最後から2番目の生徒から半周程度遅れてゴールし、この時点では■■■■■の体操服が汚れていなかったこと(同イイ)、同ウ(ア)、南西門付近で、■■■■■に対し、「大丈夫か」と声をかけると、■■■■■が「大丈夫です」と答え、先に戻って授業を終わらせるから正門から戻ってきたらいい旨を伝えると、■■■■■が「ありがとうございます」と答えたこと(同ウ(ア))、■■■■■が南西門付近で座り込んだこと(同ウ)を認識していたものである。

また、■■■■■は、昇降口付近で■■■■■と会話をした時点の■■■■■の言動・状態として、「大丈夫か」との声をかけに対し、■■■■■が「大丈夫です」と答え、「し



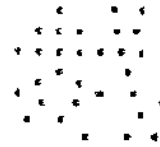
んどなったら保健室に行ったらいいからな。保健室には言っとくから。」との声かけに「ありがとうございます」と答えたこと（同エ(甲)）、■が疲れた様子だったこと（同）、■の体操服の前面・背面が泥まみれだったこと（同(オ)、同(五)）を認識していたものである。

6 ウ ■を一人にせず保健室に連れて行く義務の有無

■は、昇降口付近で■と会話をした際に、■が疲れた状態であり、ゴール直後の時点では汚れていなかった■の体操服が、前面も背面も泥まみれになっていることを認識していたものであるが、かかる事情は、医学的知識のない通常人からみても、■の心身に何らかの異常があることを強く疑わせるものといえ、現に、3限目の体育の授業のため昇降口付近で集合していた2年生の生徒らや本件教室に戻っていた1年3組の生徒らも、そのような■の外見から異常を察知している。

10 16 20 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

そして、昇降口付近で■と会話をした時点で、■に発熱による意識障害が生じていたと認められることは前記(2)アのとおりであるところ、本件持久走時の■の様子やゴール直後の■の状態も踏まえると、通常の体育教諭であれば、当該■との会話の時点において、■の心身に何らかの異常や不調が生じており、保健室に行く必要性のある状態であることを認識できたといえ、そのことは、■が、■にしんどくなったら保健室に行くように指示するにとどまらず、その直後に自ら保健室に赴くなどして、■に対し■の来室可能性を伝えていること（同エ(カ)）からも裏付けられている。加えて、前記のとおり、本件教室内での■の言動の異常性は顕著であったもので、■の症状が、昇降口付近で■と会話をした後、4階にある本件教室まで移動した数分程の間に急激に悪化したとは認められないことからすれば、昇降口付近で■と会話をした■をして、その時点において、■をこのまま一人にした場合にはその生命身体に危険が生じ得る可能性があることを認識し得たというべきである。



エ 被告の主張について

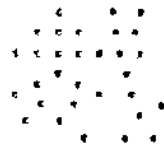
これに対し、被告は、■が昇降口付近まで一人で戻り、受け答えをできていたことから、■は■の体調不良を考慮に入れた上、一人で保健室に行くことが可能であると判断していたものであり、そのこと自体、■の様子からみて異常ではなかったことを示すものであって、■において、■に意識障害があり、保健室に連れて行かなければ重大な結果が生じることとは予見できなかつたと主張する。

しかしながら、■が昇降口に一人で戻ってきたのを見た■は、■の同所に至るまでの行動（南西門付近で■と別れた後に雨でぬかるんだグラウンドに寝転がる等した後、遠回りをして昇降口に至ったこと）を具体的には把握していないものの、■の体操服が泥まみれになっている状況は現認しているものであり、それが単に疲れて横になったというには明らかに不自然な様子であったことは容易に認識し得たというべきである。そして、■が当時1.2歳という、未だ十分に発達しているとはいえない年齢であったことからすれば、■が、上記のような■の外見から、その体調不良等を認識したのであれば、保健室に連れて行く必要性のある状態かどうかを判断するに当たっては、■に対し、単に「大丈夫か」等と問いかけるだけでは足りず、更に体操服が汚れている理由を尋ねるなどして、■の容態等を確認すべきであったといえる。

そうすると、被告主張の事情をもって、■の予見可能性が否定されるということとはできない。

オ 小括

以上によれば、昇降口付近で■と■が会話をした時点で、■には既に発熱による意識障害が生じていて、同人が自らの体調を適切に判断して独力で保健室に行くことは難しい状態にあったものである。そして、通常の体育教諭であれば、そのような■の心身の状態を認識することが可能であり、



また、そのような状態の■を一人にすれば、その生命・身体に危険が生じる可能性があることを予見できたと認められる。そうすると、■には、上記時点において、■を一人にせず、同人を保健室に連れて行き、養護教諭に引き渡すという注意義務があったと認められる。

5 (4) 体育教諭の過失等

■には、上記(3)オの注意義務があったと認められるところ、同人は、■と昇降口付近で会話をした際、同人に対し、自分で体調を判断して保健室に行くよう指示し、保健室にいた養護教諭には■の来室の可能性を連絡したものの、■を保健室に連れて行くことはしなかった（前記1(4)エ(カ)）ものであるから、上記注意義務に違反した過失が認められる。そして、■が■を保健室まで連れて行き、養護教諭に引き渡していれば、■が本件教室の窓の外に出るという異常行動を起こすことはなかったと認められるから、上記■の過失と本件事故発生との間には相当因果関係が認められる。

4 争点3（音楽教諭の注意義務違反の有無）について

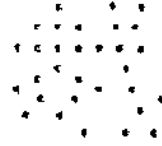
15 原告らは、前記第2の3(3)（原告らの主張）のとおり、音楽教諭には、本件教室に行き、■の様子を確認し、応急措置等を行う義務があった旨を主張する。

この点、音楽教諭は、3限日の授業に来た1年3組の生徒らから、■の体調が悪そうだったこと等を聞いている（前記1(4)ク）ものの、■の具体的な様子を直接見たわけではなく、当該音楽教諭において、■を直ちに保護しなければならぬ状態にあることを認識することは困難である。

20 そのため、当該音楽教諭に、本件教室まで行って、■の様子を確認しなければならぬ義務があったとは認められず、原告らの主張は採用できない。

5 争点4（本件中学校の教諭の過失と相当因果関係のある損害の発生及び数額）について

25 前記3で認められた■の過失と相当因果関係のある損害及びその額は、別紙損害額一覧表のうち、「裁判所認定額」欄に記載のとおりであり、その理由は、



「理由等」欄に記載のとおりである。

なお、本件事故に関してスポーツ振興センターから原告■■■■■に対し死亡見舞金2800万円が支給されたこと及びこれを損害の元本から控除することにつき当事者間に争いはないところ、被告は、その控除の順序について、別紙損害額一覧表の「被告の主張」の該当欄記載のとおり主張する。

しかし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法は、免責の特約が付された災害共済給付契約に基づく支給がされた場合、学校の設置者は、その価額の限度において損害賠償責任を免れる旨定め（31条）、同法15条1項7号の定める死亡見舞金は、学校管理下における災害によって死亡した児童生徒等の損害を填補する目的で、当該児童生徒等の保護者に対し支給されるものと解される。

そうすると、本件において、被告は、■■■■■の保護者である原告■■■■■に支給された2800万円の限度で、本件事故により生じた損害の賠償責任を免れるものと認められるから、同支給の額は■■■■■に生じた損害の元本額から控除（損益相殺）すべきものと解され、この点に関する被告の上記主張は理由がない。

第4 結論

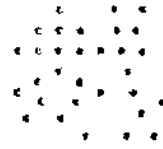
以上の次第で、原告■■■■■の請求は、被告に対し、国賠法1条1項に基づき、損害金合計1961万8807円及びこれに対する平成26年1月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、原告■■■■■の請求は、同人及び■■■■■の承継分を併せて、被告に対し、損害金合計110万円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、これらをその限度で認容し、その余の部分については理由がないから、いずれも棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官

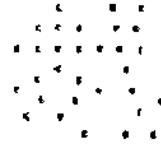
久保井 恵 子



裁判官 澤 田 博 之

5

裁判官 山 形 一 成



別紙

当事者目録

[Redacted]

原告

[Redacted]

(以下「原告」[Redacted]という。)

[Redacted]

原告・同亡 [Redacted] 訴訟承継人 [Redacted]

(以下「原告」[Redacted]といい、原告 [Redacted] と併せて「原告ら」という。)

原告ら訴訟代理人弁護士

定岡治郎

同

中山泰誠

同

河瀬真

兵庫県三木市上の丸町10番30号

被告

三木市

同代表者市長

仲田一彦

同訴訟代理人弁護士

乗鞍良彦

同復代理人弁護士

中山高孝

同

乗鞍佳孝

同指定代理人

鍋島健一

同

山口正明

同

降松俊基

同

佐藤達也

同

田中智美

同

石井美希

同

荒池名月

同

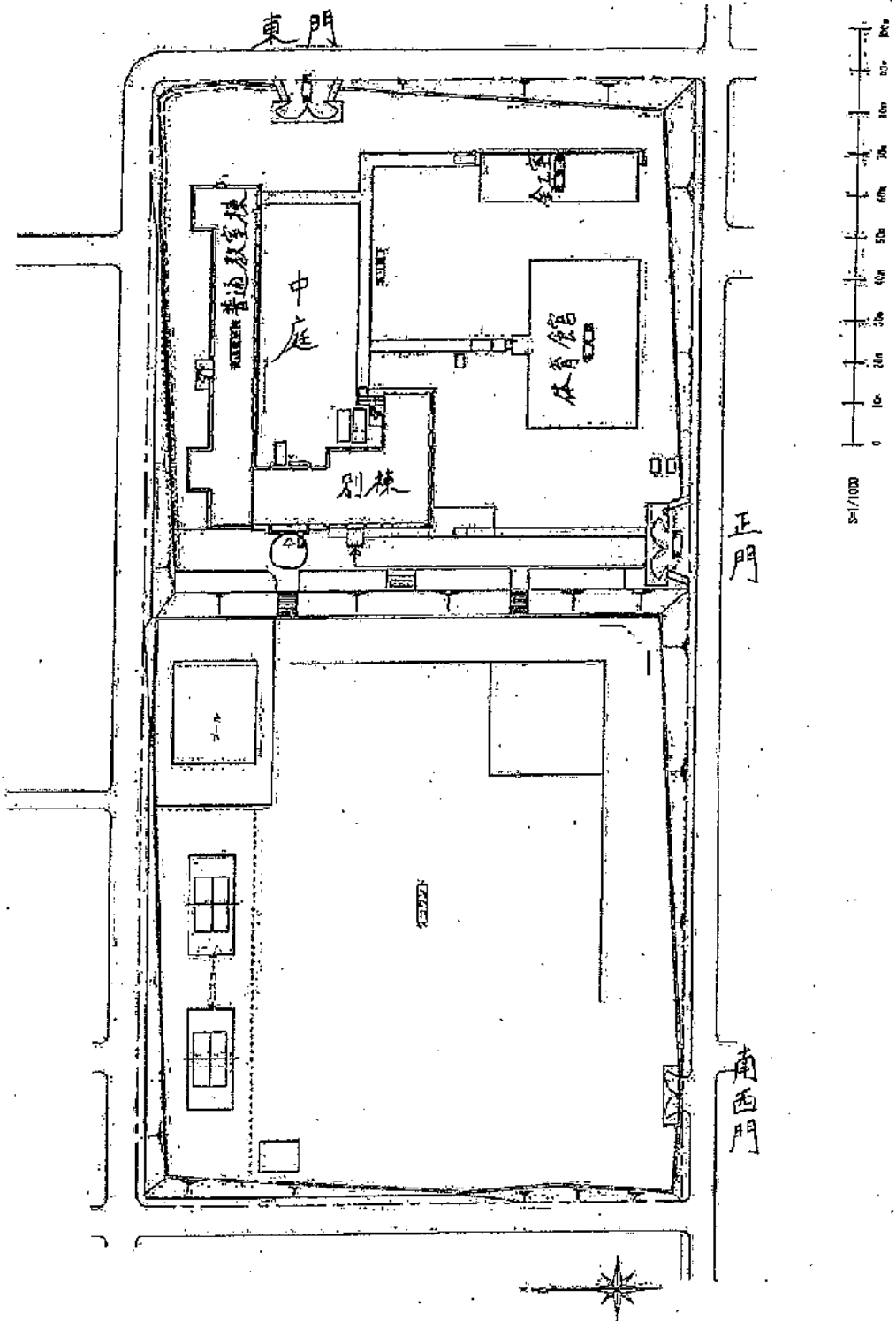
竺元誠二

同

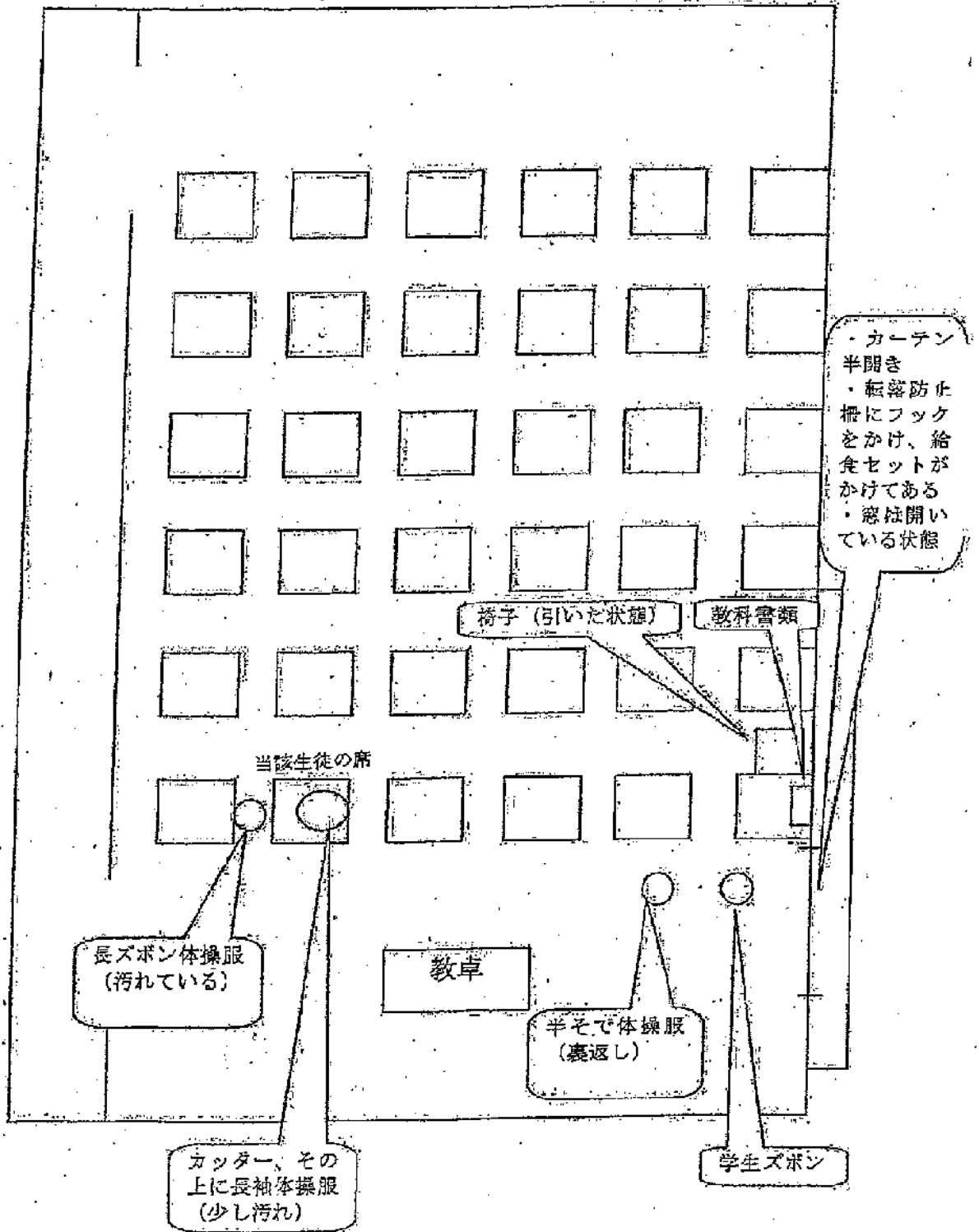
西山修介

以上

本件中学校平面図



事故時の1年3組教室図



損害額一覧表

別紙

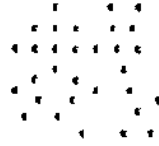
項目	原告ら主張額	理由等	書証	被告の主張	裁判所認定額	理由等
1 原告らの損害額						
逸失利益	¥43,975,402	<p>■は、本件事故当時12歳であったから、就労の始期を18歳とし、就労可能年数を49年とすると、ライプニッツ係数は13.5578となる。</p> <p>基礎収入額は、賃金センサス平成26年第1巻第1表の男・学歴計・全年齢平均の金額である536万0400円である。なお、原告らは、大学の賃金センサスで基礎収入を算定しているが、証拠上、■が、大学に進学した蓋然性が高いとは認められない。</p> <p>(計算式) $536万0400円 \times 13.5578 \times 0.5$ (生活費控除) $= 36,337,615円$</p>	争う		¥36,337,615	<p>■は、本件事故当時12歳であったから、就労の始期を18歳とし、就労可能年数を49年とすると、ライプニッツ係数は13.5578となる。</p> <p>基礎収入額は、賃金センサス平成26年第1巻第1表の男・学歴計・全年齢平均の金額である536万0400円である。なお、原告らは、大学の賃金センサスで基礎収入を算定しているが、証拠上、■が、大学に進学した蓋然性が高いとは認められない。</p> <p>(計算式) $536万0400円 \times 13.5578 \times 0.5$ (生活費控除) $= 36,337,615円$</p>
死亡慰謝料	¥50,000,000	<p>■は、12歳と幼く、希望に満ちた将来を本件事故によって断ち切られたのであり、その無念は計り知れず、死亡慰謝料の額が左記金額を下回ることはない。</p>	争う		¥22,000,000	<p>■の年齢、本件事故の内容等を考慮し、左記金額を相当と認める。</p>
葬儀費用	¥2,349,397	原告■は、■の葬儀費用等として左記金額を支払った。	甲29、30		¥1,500,000	左記金額を相当と認める。
小計	¥96,324,799				¥59,837,615	
損害の増補						
スポーツ振興センター	¥28,000,000	スポーツ振興センターから死亡見舞金として支給された。	甲31	支給があったことは認める。	¥-28,000,000	支給額及びこれを損害額から控除することにつき争いがない。
控除後の損害額	¥68,324,799			死亡見舞金の控除の順序について、原告■がこれを単独で受給しているから、同人の相続額を■の損害額に2分の1を乗じて算出した上で、その金額から2800万円を控除する計算をすべきである。	¥31,837,615	死亡見舞金の控除の順序について、被告の左記主張が採用できないことは、判決本文に記載のとおりである。

損害額一覧表

別紙

項目	原告ら主張額	理由等	書証	被告の主張	裁判所認定額	理由等
2 原告の損害額・の損害の相続額						
固有慰謝料	¥20,000,000	原告は、の母親であり、最愛の息子を突然失った悲感にまぎれがたく、原告の固有慰謝料が左記金額を下回ることはない。		争う	¥2,000,000	原告は、の母親であった、固有慰謝料が認められるべきであり、その金額としては、左記金額を相当と認める。
原告の相続額	¥34,162,399	相続分は2分の1		争う	¥15,918,807	1の控除後の損害額に原告の相続分2分の1を乗じた額
小計	¥54,162,399				¥17,918,807	
弁護士費用	¥5,400,000	原告につき左記金額が相当である。		争う	¥1,700,000	左記金額をもって相当と認める。
合計	¥59,562,399				¥19,618,807	

3 原告の損害額・の損害額						
固有慰謝料(原告及びの各金額)	¥10,000,000	原告は、の祖母であり、他人の祖父である。及びの初孫であり、他人らに格別の愛情を注いでいた。そのようなを突然失った原告及びの悲嘆は極めて大きく、その精神的損害を金銭に見積もると、それぞれ左記金額を下らない。	甲46		¥500,000	原告は、の祖母であり、平成25年12月からは、を車で学校まで送ったり、朝食を原告宅で一緒に摂る等していた。したがって、原告は民法711条に所定の者に該当はしないものの、これらの者と実質的に同視できる身分関係があり、の死亡により多大な精神的苦痛を受けたといえるから、同条を類推適用し、その固有慰謝料額は50万円を相当と認める。 また、の祖父であるにつき、原告と同様の関係があったとみられるべきであるから、の固有慰謝料も、左記回額をもって相当と認める。
弁護士費用(同上)	¥1,000,000	原告及びにつき、それぞれ左記金額が相当である。		争う	¥50,000	原告及びにつき、それぞれ左記金額をもって相当と認める。
損害額合計(同上)	¥11,000,000	原告の損害額は合計1100万円となり、の損害額合計も同様である。 原告は、令和3年6月13日に死亡し、同年12月3日に他人の相続人間において、本件訴訟に係るの権利義務を原告が単独で相続する旨の合意が成立した。		争う	¥550,000	原告及びの損害額合計はそれぞれ左記金額となる。 そして、弁論の全趣旨によれば、の本件請求権については、原告が単独で取得する旨の遺産分割が成立したものと認められる。
2名合計	¥22,000,000				¥1,100,000	



これは正本である。

令和4年11月30日

神戸地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 菅原 照剛

